

障害者の 雇用のために

令和3年3月



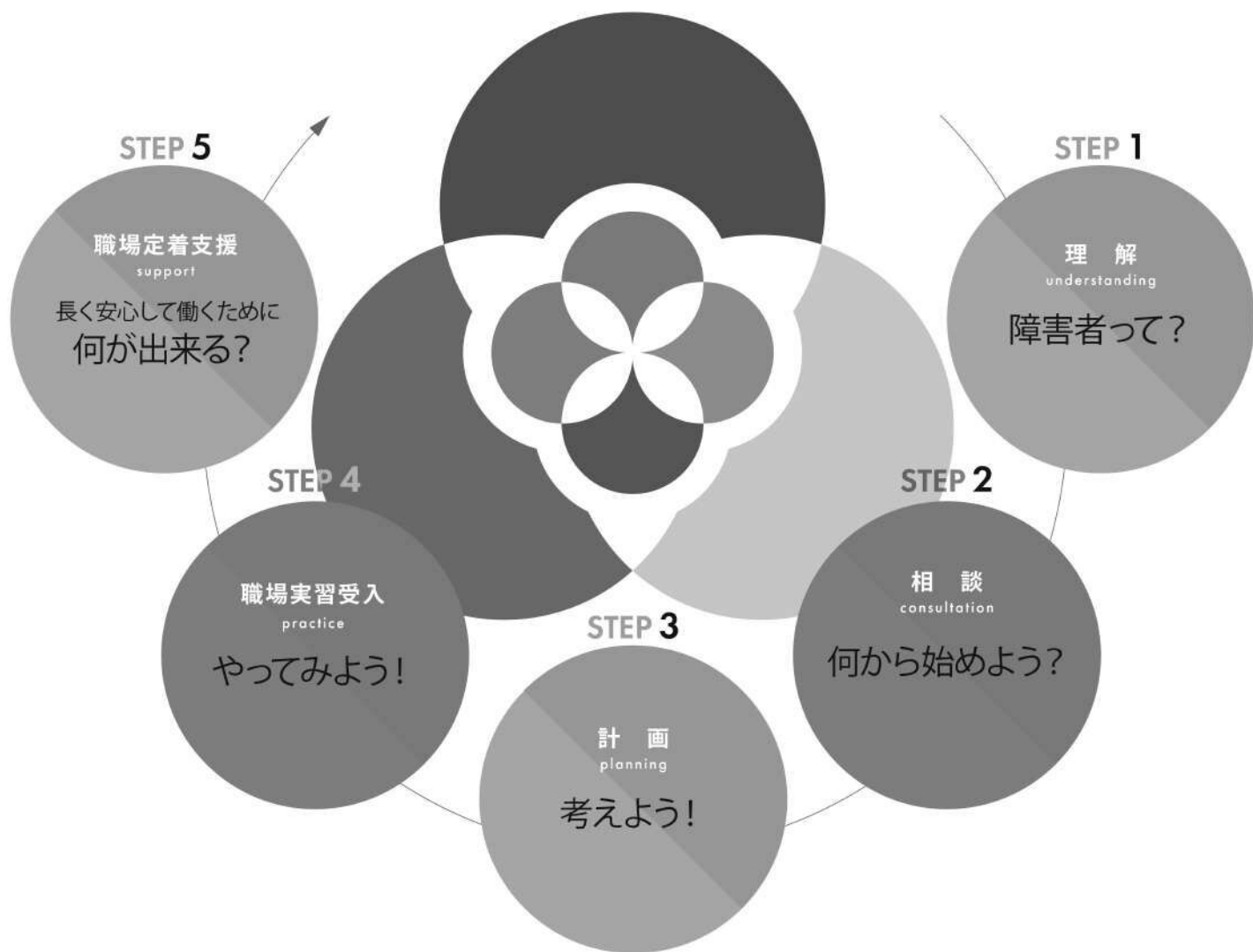
障害者雇用に取り組む企業を総合的にサポート



あいち障害者雇用

ウインクあいち17F
あいち労働総合支援フロア内

総合サポートデスク



まずは、お電話ください

052-583-1010

サポートデスク職員が一丸となって障害者雇用に取り組む企業を支援します。

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38 ウインクあいち (愛知県産業労働センター) 17階 あいち労働総合支援フロア内

TEL: 052-583-1010 FAX: 052-583-1011 MAIL: supportdesk@mmg.jp

利用時間: 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後6時 土曜日 午前10時～午後5時 (日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)



※本事業の運営の一部をMan to Man Animo(株)が受託しています。

はじめに

近年、障害者の就労意欲と企業の社会的責任への関心がともに高まっていることを背景に、積極的に障害者雇用に取り組む企業が増加し、障害者雇用は着実に進展しております。

厚生労働省が毎年実施している障害者雇用状況調査によると、令和2年6月1日時点の本県の民間企業の障害者雇用数は3万5千人を超え、障害者実雇用率も2.08%と、ともに過去最高となりました。

しかしながら、法定雇用率2.2%はもとより、全国の実雇用率2.15%を下回る結果となっております。

また、企業規模別で見ると、100人から300人未満の企業では1.82%、45.5人から100人未満の規模の企業では1.61%と、中小企業において低い水準にあります。

そうした中、令和3年3月1日から、法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられました。

この冊子は、雇用助成金制度をはじめ、障害者雇用に係る各種支援制度、施策、支援機関等についてまとめた内容となっております。

一人でも多くの障害者が、その適性や能力に応じて社会で活躍できるよう、障害者の雇用と職場定着に取り組む企業の更なる取組の一助となれば幸いです。

令和3年3月

愛知県労働局
就業促進課

目次

I 障害者と雇用の現状

- 1 愛知県の障害者数…………… 1
- 2 愛知県の障害者雇用状況…………… 2

II 障害者の雇用の促進等に関する法律と施策

- 1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく施策…………… 4
- 2 障害者の範囲…………… 5
- 3 障害者雇用率制度…………… 7
- 4 障害者雇用率制度に基づく除外率…………… 8
- 5 障害者雇用率の算定特例制度…………… 9
- 6 企業に対する雇用率達成指導（企業名公表等）…………… 12
- 7 障害者雇用納付金制度…………… 13
- 8 雇用の分野での障害者に対する差別禁止と合理的配慮の提供義務について…………… 14

III 障害者雇用を支援するさまざまな機関

- 1 あいち障害者雇用総合サポートデスク…………… 16
- 2 ハローワーク（公共職業安定所）…………… 17
- 3 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知障害者職業センター…………… 18
- 4 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部 高齢・障害者業務課…………… 19
- 5 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 中央障害者雇用情報センター…………… 20
- 6 障害者就業・生活支援センター…………… 20
- 7 市町村における障害者就労支援
 - (1)市町村が設置する就労支援機関…………… 22
 - (2)名古屋市障害者就労支援窓口…………… 23
- 8 その他の支援機関
 - (1)就労移行支援事業所等…………… 24
 - (2)発達障害及び高次脳機能障害に対する支援機関…………… 24
 - (3)難病相談支援センター…………… 25
- 9 障害者職業能力開発校…………… 25

IV 障害者雇用に関する支援制度等

- 1 トライアル雇用事業…………… 26
- 2 ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援…………… 27
- 3 精神障害者総合雇用支援…………… 28
- 4 発達障害者を対象とした就労支援事業…………… 29
- 5 在宅就業障害者支援制度…………… 30

6	障害者職業訓練	31
	＊障害者職業能力開発校及び高等技術専門校による訓練	
	＊障害者の多様なニーズに対応した委託訓練	
	＊障害者特別委託訓練	
7	障害者雇用促進トップセミナー（障害者雇用優良企業等表彰）	32
8	障害者雇用管理セミナー	32
9	障害者就職面接会	32
10	アピリンピック（障害者技能競技大会）の開催	33
11	福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業	33
12	優先発注制度	34
13	障害者を雇い入れた場合の税制上の優遇措置等	35

V 各種助成金等

1	トライアル雇用奨励金（障害者（短時間）トライアル奨励金）	37
2	特定求職者雇用開発助成金	39
	＊特定就職困難者コース	
	＊発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	
3	中小企業応援障害者雇用奨励金	41
4	障害者雇用納付金制度に基づく助成金等	42
	＊障害者作業施設設置等助成金	
	＊障害者福祉施設設置等助成金	
	＊障害者介助等助成金	
	＊重度障害者等通勤対策助成金	
	＊重度訪問介護サービス利用者等職場介助・通勤援助助成金	
	＊障害者職場実習支援事業	

VI 障害者雇用優良企業等の紹介

	令和2年度愛知県知事表彰受賞事業所	46
--	-------------------	----

VII 参考

1	プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン（概要）	48
2	愛知県の障害者雇用対策	49
3	障害の種類による程度・範囲等	50
4	問合せ先一覧	55
	＊障害者就業・生活支援センター	56
	＊ハローワーク（公共職業安定所）	57

I 障害者と雇用の現状

1 愛知県の障害者数（令和2年4月1日現在の手帳所持者の状況）

愛知県の障害者数（手帳^{注1}所持者）は、約37万人で、県人口（7,542,632人）に占める割合は4.91%となります^{注2}。

区 分	令和2年			令和元年
	障害者数	18才以上 精神は20才以上	18才未満 精神は20才未満	障害者数
身体障害者	237,732	232,702	5,030	237,354
知的障害者	57,903	39,944	17,959	56,146
精神障害者	74,727	71,375	3,352	69,565
計	370,362	344,021	26,341	363,065

資料出所：愛知県障害福祉課業務統計（各手帳所持者の集計、各年4月1日現在）

注1：手帳とは、身体障害者手帳、療育手帳（愛護手帳）、精神障害者保健福祉手帳。

注2：複数の手帳を所持していることがあるので、正確な人口比ではない。

○身体障害者の障害別・等級別内訳

障 害 別	人 数
視 覚 障 害	13,896
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	18,710
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	2,544
肢 体 不 自 由	119,527
内 部 機 能 障 害	83,055
計	237,732

等 級 別		人 数
1 級	（重度）	71,413
2 級		36,121
3 級	（中度）	52,874
4 級		52,396
5 級	（軽度）	13,322
6 級		11,606
計		237,732

○知的障害者の程度別内訳

程 度 別	人 数
A判定（重度）	21,988
B判定（中度）	15,861
C判定（軽度）	20,054
計	57,903

○精神障害者の等級別内訳

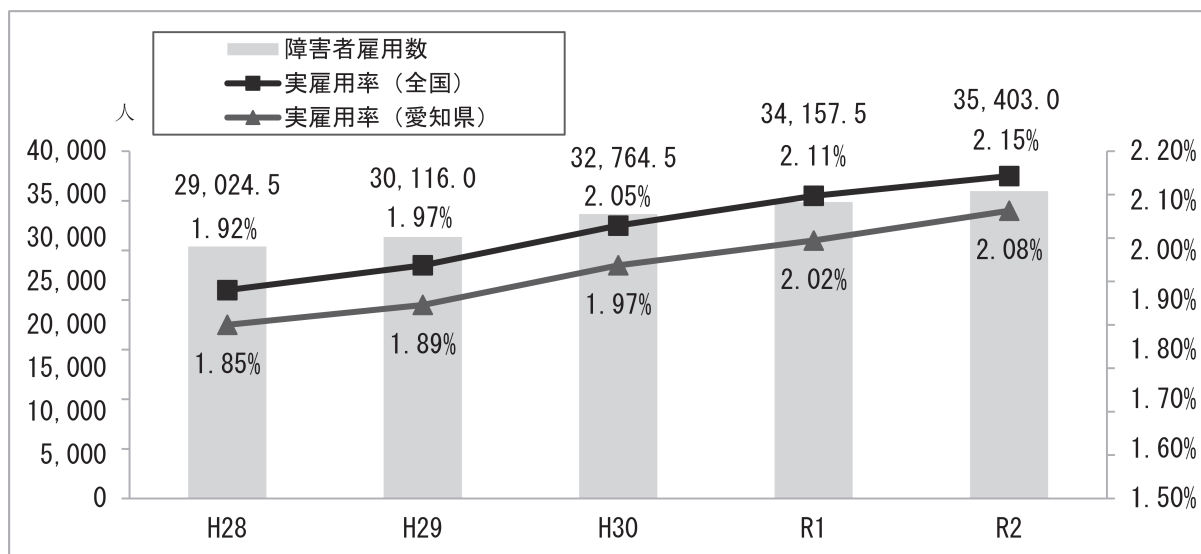
等 級 別	人 数
1 級（重度）	8,178
2 級（中度）	47,258
3 級（軽度）	19,291
計	74,727

2 愛知県の障害者雇用状況

(1) 民間企業（令和2年6月1日現在）

企業数 (件)	うち 達成 企業数 (件)	達成 割合 (%)	法定雇用障害者数の算定 の基礎となる 労働者数 (人)	うち 障害者数 (人)	実雇用率 (%)	全国の 実雇用率 (%)
6,407 (6,378)	3,027 (2,949)	47.2 (46.2)	1,702,219.5 (1,688,899.0)	35,403.0 (34,157.5)	2.08 (2.02)	2.15 (2.11)

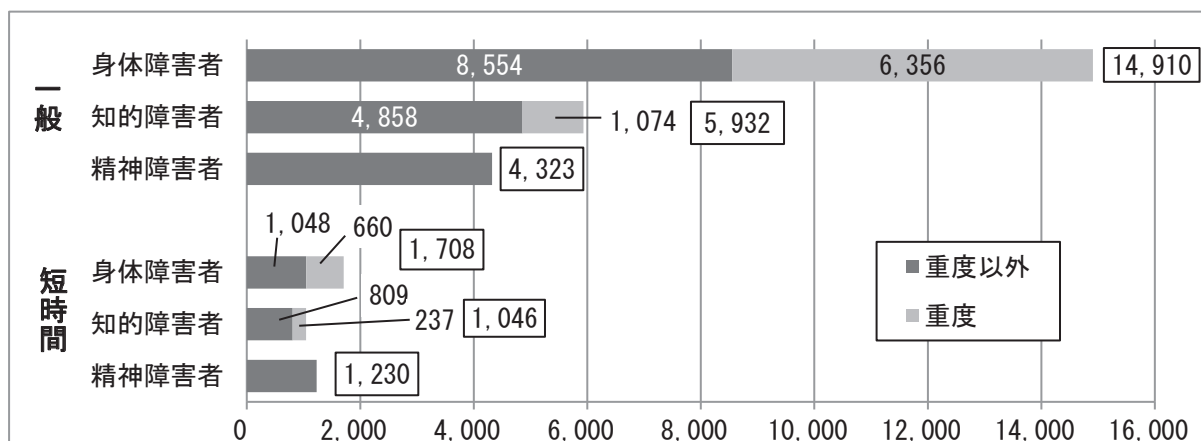
○障害者雇用数及び実雇用率の推移



○企業規模別雇用状況（令和2年6月1日現在）

規模別 (人)	企業数 (企業)	うち 達成企業 割合 (%)	基礎労働者数 (人)	うち 障害者数 (人)	実雇用率 (%)	全国の 実雇用率 (%)
45.5～100未満	3,119	44.4	204,698.5	3,287.5	1.61	1.74
100～300未満	2,269	50.6	354,693.0	6,457.5	1.82	1.99
300～500未満	447	44.1	158,193.5	3,121.5	1.97	2.02
500～1,000未満	337	45.1	218,108.0	4,534.5	2.08	2.15
1,000人以上	235	61.7	766,526.5	18,002.0	2.35	2.36
合計	6,407	47.2	1,702,219.5	35,403.0	2.08	2.15

○障害種別雇用者数（実数）



(2) 公的機関（令和2年6月1日現在）

①愛知県の機関（法定雇用率2.5%）

区分	機関数 (件)	うち 達成 機関数 (件)	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数 (人)	うち 障害者数 (人)	実雇用 率 (%)	全国の 実雇用率 (%)
その他の愛知県機関	4 (5)	4 (4)	2,567.5 (2,570.5)	70.0 (68.0)	2.73 (2.65)	2.66 (2.56)

②愛知県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

区分	機関数 (件)	うち 達成 機関数 (件)	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数 (人)	うち 障害者数 (人)	実雇用 率 (%)	全国の 実雇用率 (%)
名古屋市教育委員会 (*1)	1 (1)	0 (0)	10,875.5 (10,577.0)	251.0 (233.0)	2.31 (2.20)	2.00 (2.03)

(*1)市町村教育委員会のうち、中学校、高等学校及び中等学校に置かれる教諭、助教諭又は講師の任命権者であるもの。

③市町村等の機関（法定雇用率2.5%）

区分	機関数 (件)	うち 達成 機関数 (件)	法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数 (人)	うち 障害者数 (人)	実雇用 率 (%)	全国の 実雇用 率 (%)

(*2)市町村等の機関には上記②の名古屋市教育委員会（法定雇用率2.4%）以外の市町村教育委員会を含む。

④独立行政法人等（法定雇用率2.5%）

区分	機関数 (件)	うち 達成 機関数 (件)	法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数 (人)	うち 障害者数 (人)	実雇用 率 (%)	全国の 実雇用率 (%)

注：各表中の（ ）は、前年6月1日現在の数値

資料出所：厚生労働省、愛知労働局

Ⅱ 障害者の雇用の促進等に関する法律と施策

1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく施策

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年 7 月 25 日法律第 123 号、以下「法」という）においては、対象となる障害者の範囲や主な制度の枠組み等が定められています。

主な施策の枠組みは、次のとおりです。

- 1) 障害者に対して職業指導・職業訓練・職業紹介等の措置を講じ、その職業生活の自立を図る**職業リハビリテーション**の推進
- 2) 障害者の雇用に法的義務とする障害者雇用率制度
- 3) 障害者の雇用に経済的側面から支える障害者雇用納付金制度

□職業リハビリテーション

地域の就労支援機関において、福祉、教育、医療の関係機関と連携をしながら、障害の特性をふまえた障害者の職業生活の自立を支援します。また事業主に対しても障害者雇用に関するノウハウの提供や相談・支援を行います。

- ・ ハローワーク（P. 17）
- ・ 障害者職業センター（P. 18）
専門的職業リハビリテーションサービス（職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ等就業支援）
- ・ 地域の障害者就業・生活支援センター（P. 20）
就業、生活両面の相談・支援
- ・ 障害者職業能力開発校（P. 25）
障害の態様に応じた公共職業訓練

□障害者雇用の義務／雇用率制度（P. 7）

事業主に対し**障害者雇用率（民間企業 2.3%※）**に相当する人数以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用に義務づけています。（※令和 3 年 3 月 1 日から適用）

□障害者雇用納付金制度（P. 13）

障害者を雇用していない企業から納付金を徴収し、これによって障害者を雇用する事業主等に対し障害者の雇用に伴う、職場環境改善や特別の雇用管理、能力開発など事業主の経済的負担のアンバランスを調整し、全体として障害者雇用の水準の向上を図ります。

□その他

企業規模や雇用する障害者数に応じ、「障害者雇用推進者」や「障害者職業生活相談員」を事業所内で選任することや、「障害者解雇の届出」義務があります。

2 障害者の範囲

法でいう障害者とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」をいいます。

(障害の種類による程度・範囲等 P. 50)

(1) 身体障害者

身体障害者とは

「身体障害者障害程度等級表」(P. 50)の1級～6級に該当する者及び7級の障害を2つ以上重複して有する者をいいます。

重度身体障害者とは

「身体障害者障害程度等級表」の1級又は2級の障害を有する者及び3級の障害を2つ以上重複して有する者は「重度身体障害者」として、障害者雇用率の算定や障害者雇用納付金の額の算定などの際に、その1人を2人の障害者として計算します。

身体障害者であることの確認

原則として都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が発行する「身体障害者手帳」を所持しているかどうかによって行います。

(2) 知的障害者

知的障害者とは

児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第19条の障害者職業センター(以下「知的障害者判定機関」といいます。)によって知的障害があると判定された者をいいます。

重度知的障害者とは

知的障害者判定機関により知的障害の程度が重いと判定された者は「重度知的障害者」として、障害者雇用率の算定や障害者雇用納付金の額の算定などの際に、その1人を2人の障害者として計算します。

知的障害者であることの確認

原則として都道府県知事又は指定都市市長が発行する「療育手帳」(「愛護手帳」という場合もあります。)を所持しているか又は知的障害者判定機関の判定書によって行うこととされています。

(3) 精神障害者

精神障害者とは

次のア、イに掲げる者であって、症状が安定し、就労可能な状態にある者と定められています。

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条2項の規定による「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者

イ 統合失調症、そううつ病(そう病・うつ病を含む)又はてんかんにかかっている者
(アに該当する者を除く)

精神障害者であることの確認

精神障害者保健福祉手帳の交付の有無のほか、医師の診断書、意見書等により確認を行います。※

※なお、医師の診断書、意見書等による精神障害者であることの判断は、雇用対策(助成金制度等)についてのみ有効なものです。

(4) その他の障害

職業リハビリテーション機関(P.4)では、前記の障害者のほか、発達障害のある者、難病のある者及び高次脳機能障害のある者等も支援の対象としています。(各支援機関 P.24)

○発達障害

発達障害者とは

次の障害(※)を有する者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの(発達障害者支援法第2条第1項、第2項)。

※自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの

発達障害者であることの確認

医師の診断書、意見書等に基づいて行います。

詳細

発達障害情報・支援センター【<http://www.rehab.go.jp/ddis/>】

○難病

難病とは

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。(難病の患者に対する医療等に関する法律第1条)

難病の一部(指定難病)の医療費については、公費助成対象となっています。

[指定難病とは]

難病のうち、当該難病の患者数が本邦において一定の人数に達せず、客観的な診断基準(又はそれに準ずるもの)が確立している疾病であり、患者の置かれている状況からみて、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定する疾病。

指定難病であることの確認

難病指定医が作成する診断書により行います。

詳細

難病情報センター【<https://www.nanbyou.or.jp/>】

○高次脳機能障害

高次脳機能障害者とは

脳外傷や脳血管障害などが原因で脳に損傷を受けることにより、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者。

高次脳機能障害者であることの確認

画像所見や神経心理学的検査の所見をもとにした医師の診断書、意見書に基づいて行います。

3 障害者雇用率制度

すべての事業主は、社会連帯の理念に基づき障害者雇用に関し障害者である労働者の職業的自立に協力する責務を有するものです。法では「障害者雇用率制度」を設け、これによって事業主等は、次の割合（障害者法定雇用率）によって計算される法定雇用障害者数以上の身体障害者、知的障害、精神障害者のいずれかを常用労働者として雇用しなければならないこととされています（精神障害者は平成30年4月1日から適用）。この法定雇用障害者数は、各事業所をまとめた企業全体について計算されることとなっています。

○障害者法定雇用率（令和3年3月1日から適用）

区 分		障 害 者 法 定 雇 用 率
一般の民間企業		2.3%（常用労働者数43.5人以上規模）
特定の特殊法人等		2.6%（常用労働者数38.5人以上規模）
国及び 地方公共団体	国及び地方公共団体	2.6%（職員数38.5人以上規模）
	都道府県の教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会	2.5%（職員数40人以上規模）

（ ）内は、それぞれの割合によって1人以上の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）を雇用しなければならないこととなる企業等の規模

○法定雇用障害者数

$$\boxed{\text{法定雇用障害者数}} = \boxed{\text{企業全体の常用労働者数}} \times \boxed{\text{障害者法定雇用率}}$$

※法定雇用障害者数は、1人未満の端数を切り捨てた数値となります

『常用労働者』とは、次のいずれかの者をいいます。

- ①雇用期間の定めがなく雇用されている労働者。
- ②一定の雇用期間を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超え雇用又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者。
- ③日々雇用される労働者であって、雇用契約が日々更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者。

（算定に当たっては、**短時間労働者1人をもって0.5人の労働者とみなす。**）

※『短時間労働者』とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

※精神障害者である『短時間労働者』であって、新規雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者で、令和5年3月31日までに雇い入れられた者等については、1人をもって1人とみなします。（平成30年4月1日施行）

○法定雇用率の算定基礎の見直し

法定雇用率は原則5年ごとに見直しがされております。平成25年6月19日に「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部が改正され、平成30年4月1日より法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者が追加されました。

【法定雇用率の算定式】

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

追加

○対象となる障害者を1人雇用している場合の算定数

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上 30時間未満 (短時間労働者)
身体障害者	1	0.5
重度	2	1
知的障害者	1	0.5
重度	2	1
精神障害者	1	0.5 ※注1

※注1 精神障害者である短時間労働者であって、新規雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者で、令和5年3月31日までに雇入れられた者等については、1人をもって1人とみなします。(平成30年4月1日施行)

※ 週所定労働時間が20時間未満の障害者については、制度上、算定の対象となりません。

※ 一定の業種に属する事業を行う事業所に対しては、常用労働者数の計算に当たり除外率相当の労働者数を控除する除外率制度が適用されます。(下記4の表参照)

※ 障害者の雇用状況の把握・確認をする際、プライバシーに配慮した適正な方法で行うことが必要です。これについてガイドラインを策定しています。(概要:P.48)

4 障害者雇用率制度に基づく除外率

事業主が雇用しなければならない法定雇用障害者数を算定する際の基礎となる常用労働者数の計算に当たっては、一定の業種に属する事業を行う事業所については、その労働者数から下表のとおり業種別の除外率に相当する労働者数を控除します。ただし、納付金制度に基づく障害者雇用調整金及び報奨金を算定する際には除外率は適用されません。

(平成27年4月1日施行)

除外率設定業種	除外率 (%)
非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く)／船舶製造・修理業、船用機関製造業／航空運輸業／倉庫業／国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る)	5
採石業、砂・砂利・玉石採取業／窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)／その他の鉱業／水運業	10
非鉄金属第一次製錬・精製業／貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	15
建設業／鉄鋼業／道路貨物運送業／郵便業(信書便事業を含む)	20
港湾運送業	25
鉄道業／医療業／高等教育機関	30
林業(狩猟業を除く)	35
金属鉱業／児童福祉事業	40
特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く)	45
石炭・亜炭鉱業	50
道路旅客運送業／小学校	55
幼稚園／幼保連携型認定こども園	60
船員等による船舶運航等の事業	80

注1：除外率は事業所を単位として適用

注2：事業所とは、本店、支店、工場、鉱山、事務所等のように、一定の場所において1つの経営組織として独立性をもった施設又は場所

5 障害者雇用率の算定特例制度

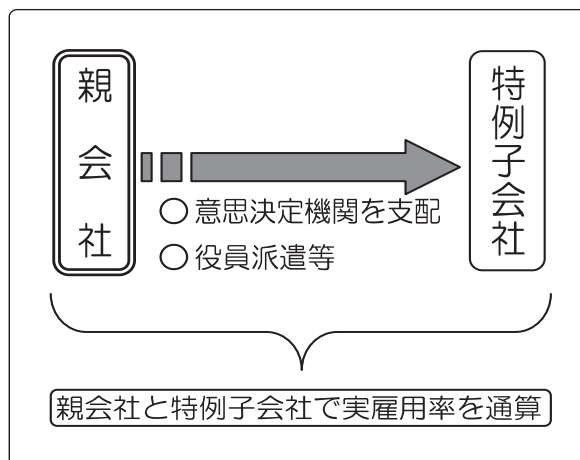
障害者の雇用義務は、原則として個々の事業主ごとに課せられますが、障害者の雇用促進及び安定を図るため、事業主が次のような措置を講じた場合にはその特例が認められます。

○「子会社」に係る特例

事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たしているとの厚生労働大臣の認定を受けた場合、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなし、雇用率を計算できることになっています。

特例子会社では、雇用率の算定上のみでなく、障害者の受け入れに当たり親会社と異なる労働条件の設定が可能であり、障害特性に配慮した職場環境の整備が容易、設備投資の集中化等ができ、障害者の職業能力を十分に引き出しやすいメリットがあります。

また、特例子会社を設立した企業グループに対する調整金・報奨金の支給先については、親事業主の選択により、親事業主又は特例子会社のうち、いずれかで支給を受けることができます。



親会社に係る要件	子会社に係る要件
特定の株式会社の意思決定機関（株主総会等）を支配していること。（例：子会社の議決権の過半数を有する。）	① 株式会社であること。 ② 親会社の事業との人的関係が緊密であること。具体的には親会社からの役員派遣、従業員出向等人的交流が緊密であること。 ③ 障害者が5人以上で、かつ全従業員に占める割合が20%以上であること。また、障害者のうち、重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。（重度のダブルカウントは行わない。短時間労働者は重度・重度以外であるかを問わず、1人をもって0.5人とみなす。） ④ 障害者の雇用管理を適正に行うに足る能力を有していること。具体的には障害者のための施設の改善、選任の指導員の配置等を行い特別の配慮を行っていること。 ⑤ その他、障害者の雇用の促進及び雇用の安定が確実に達成されると認められること。

○愛知県内の「特例子会社」（28社）

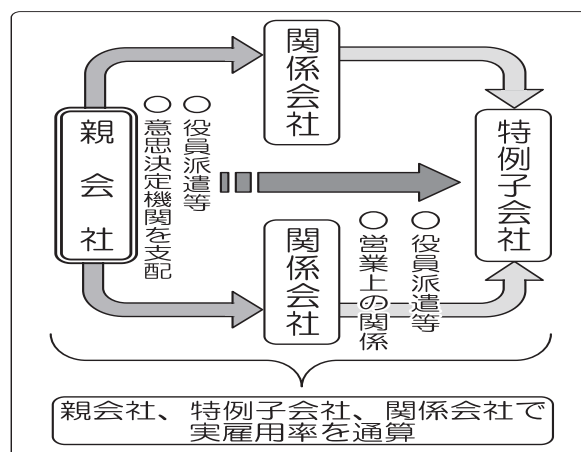
（令和3年2月末日現在）

特例子会社	所在地	親会社	認定年月
デンソー太陽(株)	蒲郡市	(株)デンソー	S59.6
愛知玉野情報システム(株)	名古屋市	玉野総合コンサルタント(株)	H元.4
日東電工ひまわり(株)	豊橋市	日東電工(株)	H13.2
中電ウイング(株)	名古屋市	中部電力(株)	H15.4
(株)MMCウイング	岡崎市	三菱自動車工業(株)	H19.10
(株)ジェイアール東海ウェル	名古屋市	東海旅客鉄道(株)	H20.4
スギスマイル(株)	大府市	スギホールディングス(株)	H21.7
トヨタループス(株)	豊田市	トヨタ自動車(株)	H21.10
TGウェルフェア(株)	清須市	豊田合成(株)	H22.9

(株)ゲオビジネスサポート	春日井市	(株)ゲオホールディングス	H23. 3
(株)住理工ジョイフル	小牧市	住友理工(株)	H25. 12
(株)アイコー	安城市	愛知県厚生農業協同組合連合会	H26. 5
(株)スズケンジョイナス	名古屋市	(株)スズケン	H27. 4
日本ゼネラルサポート(株)	尾張旭市	NGFホールディングス(株) (HDでの申請)	H27. 4 H31. 4
(株)スマイル・カネスエ	一宮市	(株)カネスエ	H27. 7
(株)イナテックサービス	西尾市	(株)イナテック	H28. 4
(株)カジスマイル	一宮市	(株)カジコーポレーション	H28. 5
(株)ハートコープあいち	小牧市	生活協同組合コープあいち	H29. 2
デンソーブラッサム(株)	刈谷市	(株)デンソー	H29. 5
名古屋昭和建物サービス(株)	名古屋市	昭和建物管理(株)	H29. 11
オーエスパートナー(株)	岡崎市	岡崎信用金庫	H29. 12
にっとくスマイル(株)	小牧市	日本特殊陶業(株)	H30. 1
エヌジーケイゆうサービス(株)	名古屋市	日本碍子(株)	R元. 9
マザックメイト(株)	丹羽郡大口町	ヤマザキマザックキャピタル(株)	R元. 12
東邦フラワー(株)	名古屋市	東邦ガス(株)	R2. 3
N J Tグリーンサービス(株)	豊川市	N J T鋼管(株)	R2. 4
(株)トヨタエンタプライズアシスト	名古屋市	(株)トヨタエンタプライズ	R2. 5
アイシンウェルスマイル(株)	刈谷市	アイシン精機(株)	R2. 5

○「関係会社」に係る特例

特例子会社を保有する企業が特例子会社以外のその他の子会社（以下「関係会社」という。）を含めて障害者雇用を進める場合には、一定の要件の下に厚生労働大臣の認定を受けて、関係会社に雇用されている労働者も特例子会社に雇用されている労働者と同様に親会社に雇用されている者となし、雇用率を計算することが可能です。

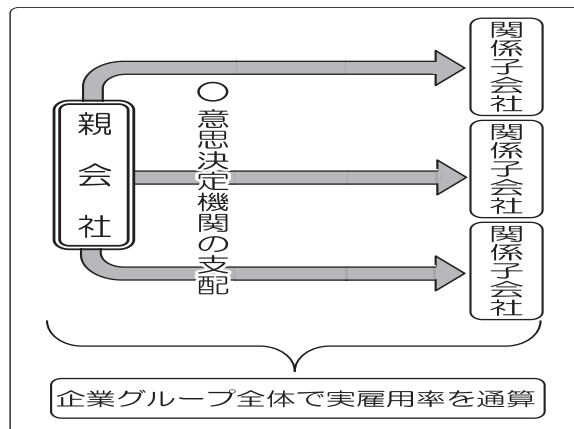


親会社に係る要件	関係会社に係る要件
① 親会社が特例子会社及び関係会社の意思決定機関を支配していること。 ② 親会社が障害者雇用推進者を選任しており、その者が特例子会社及び関係会社についても、障害者雇用推進者の業務を行うこと。 ③ 親会社が、親会社、特例子会社及び関係会社に雇用される身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。	① 株式会社であること。 ② 関係会社と特例子会社との人的関係が緊密であること。 ③ 関係会社と特例子会社との営業上の関係が緊密であること。 ④ 関係会社が特例子会社に出資していること、又は議決権の一部を有すること。 * 上記のいずれかの要件を満たすこと。

○「関係子会社」に係る特例（企業グループ算定特例）

＜平成21年4月～創設＞

特例子会社を保有しない企業であっても、企業グループ全体として障害者雇用を進める場合には、一定の要件の下に厚生労働大臣の認定を受けて、すべての子会社（以下「関係子会社」という。）に雇用されている労働者も親会社に雇用されている者とみなし、雇用率を計算することが可能です。



親会社に係る要件	関係子会社に係る要件
<ul style="list-style-type: none"> ① 親会社が関係会社の意思決定機関を支配していること。 ② 親会社が障害者雇用推進者を選任しており、その者が関係子会社についても障害者雇用推進者の業務を行うこと。 ③ 親会社が、当該親会社及び関係子会社で雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の雇用の促進及び雇用の安定を確実に達成することができると認められること。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 株式会社であること。 ② 関係子会社が雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数が、その関係子会社が雇用する労働者の数に1.2%を乗じて得た数(小数点以下の端数は切捨)以上であること。ただし、中小企業である場合は、(ア)～(ウ)までに定める数以上とする。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 労働者数が167人未満 なし (イ) 労働者数が167人以上250人未満 1人 (ウ) 労働者数が250人以上300人以下 2人 ③ 次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の雇用管理を適正に行う能力を有していること。 (イ) 関係子会社の事業と、他の関係子会社が雇用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の行う業務に係る事業との人的関係又は営業上の関係が緊密であること。

○「特定事業主」に係る特例（事業協同組合等算定特例）＜平成21年4月～創設＞

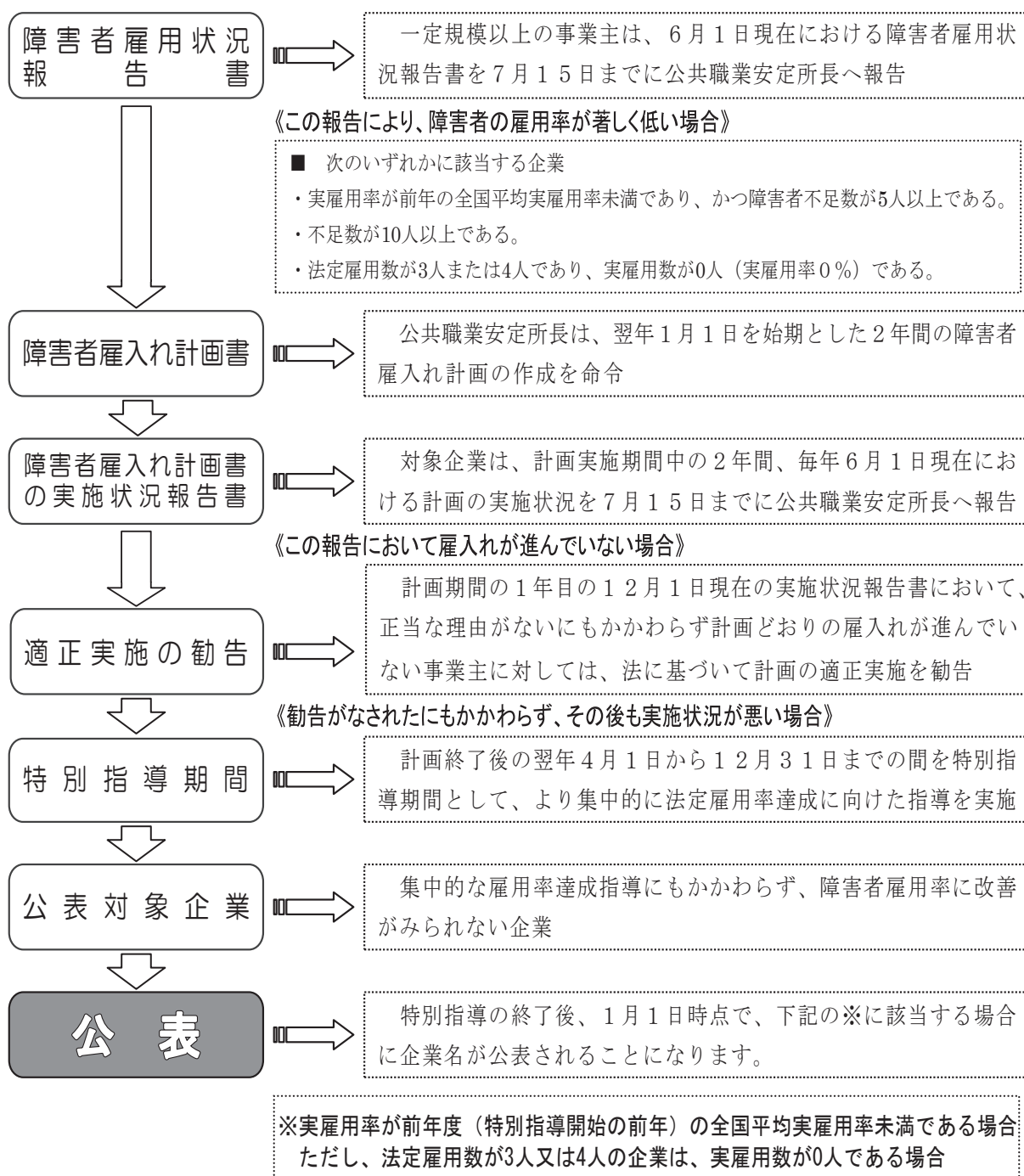
中小企業が事業協同組合等を活用して共同事業を行っている場合は、一定の要件の下に厚生労働大臣の認定を受けて、組合員である事業主（以下「特定事業主」という。）で雇用される労働者を事業協同組合等に雇用された労働者とみなし、雇用率を計算することが可能です。

6 企業に対する雇用率達成指導（企業名公表等）

障害者雇用の促進・安定のため、事業主は毎年6月1日現在における「障害者雇用状況報告」を公共職業安定所へ報告しなければなりません。この報告において障害者雇用率が未達成の事業主に対しては、「障害者雇入れ計画」の作成を命ずる事があります。

雇用率未達成企業に対する公表基準も定められています。

【雇用率未達成企業名の公表にいたるまでの流れ】

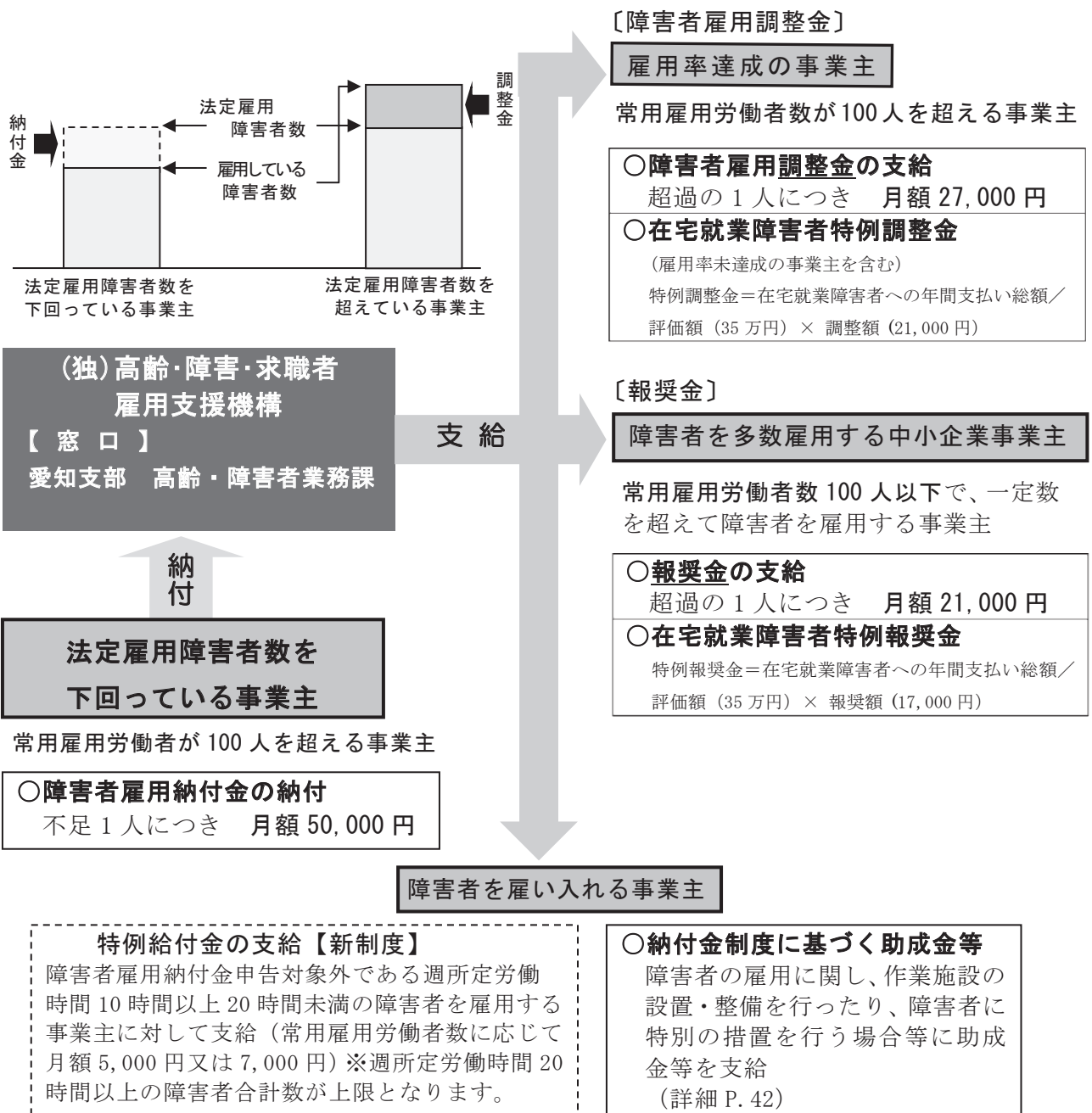


7 障害者雇用納付金制度

障害者雇用納付金制度とは、障害者を雇用することは事業主が共同で果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立ち、**企業間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るもの**です。これは、法定雇用率相当数に達するまで障害者を雇用していない企業から一定の納付金を徴収し、これによって障害者を多数雇用している企業に対して調整金等を支給することにより、障害者雇用に伴う経済的負担のアンバランスを調整し、社会全体で障害者雇用の水準を高めていくものです。

- 雇用率を超えて障害者を雇用する企業に対し、**障害者雇用調整金、報奨金の支給**を行います。
- 在宅就業障害者支援制度に基づき、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に仕事を発注する事業主に対して**特例調整金・特例報奨金**の支給等を行います。
- 障害者の雇用の促進等を図るための**各種助成金**を設けています。

障害者雇用納付金制度は企業間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るものです。
したがって障害者雇用納付金を納付したことにより障害者の雇用義務を免れるものではありません。



8 雇用の分野での障害者に対する差別禁止と合理的配慮の提供義務について

平成 28 年 4 月 1 日から改正障害者雇用促進法が施行され、雇用の分野において障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。

(1) 雇用の分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進、教育訓練などの雇用に関するあらゆる局面で、

- ・ 障害者であることを理由に障害者を排除すること
- ・ 障害者に対してのみ不利な条件を設けること
- ・ 障害のない人を優先すること

は障害者であることを理由とする差別に該当し、禁止されます。

(2) 雇用の分野での合理的配慮の提供義務

合理的配慮とは、

- ・ 募集及び採用時においては、障害者と障害者でない人との均等な機会を確保するための措置
- ・ 採用後においては、障害者と障害者でない人の均等な待遇の確保または障害者の能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するための措置

のことをいいます。

(3) 相談体制の整備、苦情処理、紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制を整備しなければなりません。また、障害者に対する差別禁止や合理的配慮の提供に係る事項について、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

また、当事者の話し合いによる自主的な解決が難しい場合の紛争解決を援助する仕組みとして、

- ① 都道府県労働局長による助言、指導または勧告
- ② 第三者による調停制度

を整備しています。

※対象となる障害者は、障害者手帳を持っている方に限定されません。身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象となります。

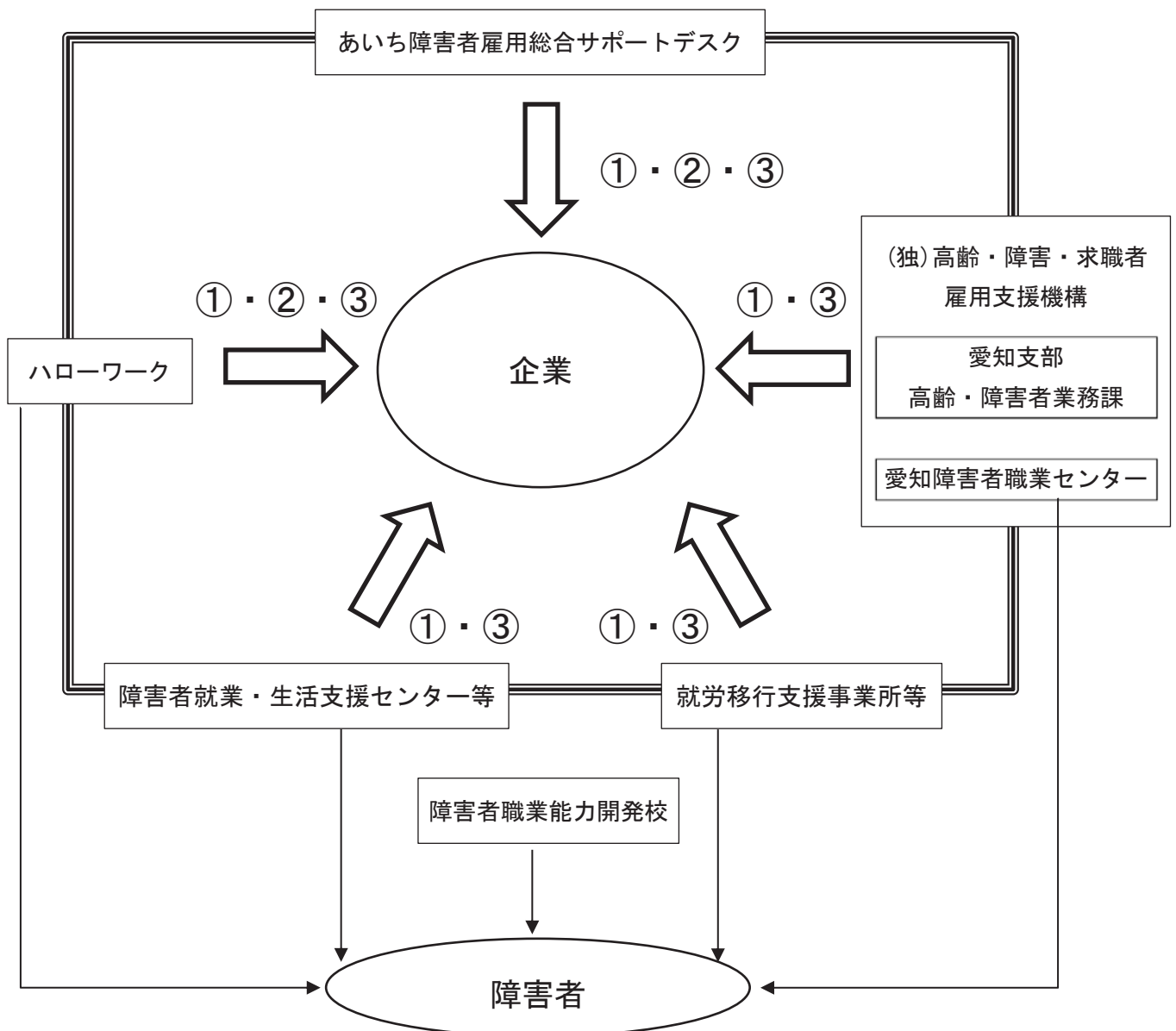
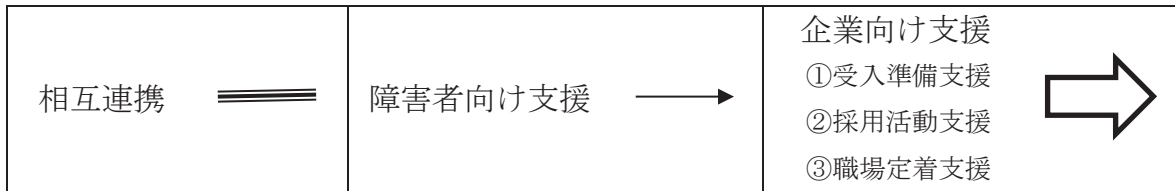
詳しくは、愛知労働局・お近くのハローワークにお問い合わせ下さい。

また、詳細については、厚生労働省ホームページ「障害者雇用対策」に関係資料（障害者差別禁止指針、合理的配慮指針、解釈通知、Q & A、合理的配慮指針事例集など）を掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisha_koyou/shougaisha_h25/index.html

Ⅲ 障害者雇用を支援するさまざまな機関

障害者を雇用するためには、さまざまな課題があります。本章及びⅣ、Ⅴ章では雇用に関して相談、支援、助成など事業主や障害者が活用できる機関や制度を紹介します。



1 あいち障害者雇用総合サポートデスク

あいち障害者雇用総合サポートデスクは、愛知県と愛知労働局が一体となって、障害者雇用に取り組む企業の課題に応じて対応する企業向け相談窓口です。

地域の障害者就労支援機関と連携しながら、企業に対して障害者の受入れから雇入れ後の職場定着までの、一連の切れ目ない支援を行うことにより、県内の障害者雇用と職場定着の更なる促進を図っています。

□受入準備支援

○障害者雇用に関する相談

障害者雇用に取り組もうとする企業からの相談を受け付け、他社の雇用事例の紹介や採用後の助成金の説明など、相談内容に応じて幅広く対応しています。

○見学のコーディネート

障害者雇用に対して具体的なイメージが持てるように、障害者が支援機関で学んでいる姿や、他の企業で実際に働く姿を見学していただくためのコーディネートをしています。

□採用活動支援

○障害特性に合った求人募集に関する提案

障害者の採用にあたって、どのような仕事を選定し、どのような雇用条件を設定すればよいのか、個々の企業の状況に合わせて、様々な提案をしています。

○職場実習の推進

職場実習を活用して障害者を受け入れることで、計画した仕事内容や社内の受入体制が適切かどうかを確認できます。サポートデスクでは、障害者の支援機関へ職場実習を受け入れる企業の情報を提供して、職場実習を推進しています。

□職場定着支援

○社内サポート体制の整備支援

障害者の職場定着のために必要な職場での障害への理解や環境整備、支援体制等について、個々の企業に合わせてアドバイスをしています。

○地域の支援機関の活用提案

障害者の職場定着について、企業だけでは対応が難しい課題や問題に対して、地域の支援機関との連携を推奨し、企業と地域の支援機関の橋渡しをしています。

□その他

○「各種セミナー」等イベントの企画、運営

障害者雇用に関するお悩みを持つ企業の皆様に向けて、障害者雇用や職場定着に役立つ各種イベントの企画、運営を行っています。

<問合せ先>

あいち障害者雇用総合サポートデスク

〒450-0002

名古屋市中村区名駅 4-4-38 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）17階

T E L 052-583-1010 <https://shougaisupportdesk.pref.aichi.jp/>

2 ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワークでは、就職を希望する障害者に対する職業相談・職業紹介や就職後の職場定着支援、事業主に対する障害者雇用の指導や支援を行っています。

特に、障害者職業センターや福祉・医療・教育等の地域の関係機関との連携を一層強化しながらよりきめ細かなチーム支援を行っています。

□障害者に対して

○職業相談・職業紹介

就職を希望する障害者の求職登録を行い、個々の障害特性にかかる専門的知識を有する職員が、地域の関係機関と連携しながらきめ細かな職業相談、職業紹介などを行っており、支援に当たり公共職業訓練のあっせん、トライアル雇用の活用なども行っています。

○手話協力員

きめ細かな職業相談等を円滑かつ効果的に推進するため、主要なハローワークに手話協力員を配置しています。

□事業主に対して

○障害者の求人・採用の相談

雇用管理上の配慮等について助言を行い、必要に応じて専門機関の紹介や各種助成金の案内をします。

○雇用率達成指導等

障害者雇用促進法で定められた障害者雇用率達成のため、毎年、事業主から障害者雇用状況の報告を求め、雇用率未達成の事業主に対して指導を行います。（P. 12）

また、その指導を行う中で、職業紹介部門、事業主指導部門が連携し未達成企業からの求人開拓、未達成企業への職業紹介を進めています。

□双方に対して

○関連機関との連携

的確な支援・指導を行うに当たり、より専門的な支援等が必要な場合に、障害者職業センターにおける専門的な職業リハビリテーションや、障害者就業・生活支援センターにおける生活面を含めた支援を紹介するなど関係機関と連携した就職支援を行っています。

特に、福祉施設等利用者や特別支援学校卒業（予定）者の福祉的就労から一般雇用への移行を図るため、「障害者就労支援チーム」を作り就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を行っています。

< 問合せ先 > 各ハローワーク

【P. 57】

3 愛知障害者職業センター

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部)

ハローワーク（公共職業安定所）、障害者就業・生活支援センターとの密接な連携のもと、就職や職場復帰を目指す障害のある方、障害のある方を雇用する企業の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

□障害者に対して

○職業相談・職業評価

就職・職場適応のため職業相談を行います。また、必要に応じて各種作業や適性検査を実施し、得意なこと・苦手なことを把握する職業評価を実施します。

職業相談や職業評価を踏まえて、就職や職場適応に向けた今後の取組みについて「職業リハビリテーション計画」としてご提案します。

○職業準備支援（名古屋本所のみ）

就職や職場定着のため当センターに2か月程度通い、作業や講習などのプログラムを受講していただく支援です。自己の得意・不得意や行動特徴などを確認し、必要な対処や自分に合った働き方（職種、働く時間帯など）を考えたり、就職活動に必要な知識（履歴書の書き方など）を習得したりすることを目的とします。

□事業主に対して

- ・障害者雇用に関する相談や情報提供のほか、障害者の具体的な雇用管理に関するニーズや課題解決のための支援を、「事業主支援計画」を作成したうえで実施します。
- ・障害者雇用を検討している企業の方に対して、職務の創出、支援体制の整備、社員研修の実施など、採用から職場定着までの考え方や具体的取組などをご提案します。
- ・これから障害者雇用を進めたいと考える企業のご担当の方などを対象に障害者の雇用管理全般の中からテーマを絞り、意見交換等（事業主支援ワークショップ）を開催します。

□双方に対して

○ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援事業（P. 27）

障害のある方を雇用する事業所にジョブコーチを派遣し、障害のある方が職場に適応できるように課題の改善に向けた支援を行います。

○職場復帰（リワーク）支援（P. 28）（名古屋本所のみ）

うつ病等で休職している方の円滑な職場復帰のために、主治医と連携の下で、職場復帰（リワーク）支援を実施しています。

□地域の関係機関に対して

○職業リハビリテーションに関する技術的な助言・援助

関係機関からの要請に応じてニーズ等を把握し、関係機関の職員等向けの実務的研修や具体的な助言、援助等を行います。

○就業支援基礎研修

就労移行支援事業所等の障害者の就労支援機関、福祉・医療等の現場で就労支援を担当する職員の方々を対象として、就労支援に関する基礎知識及び技能の習得を目的とした研修を実施します。

○就業支援実践研修

就業支援担当者（2年以上の実務経験をお持ちの方）を対象に、障害別（精神障害、発達障害、高次脳機能障害）の就業支援に関する、より実践的研修を全国12エリアで行っています。

- 就職や職場復帰を目指す障害のある方などの相談を行っています。また、名古屋本所では「業務説明会」を開催しています。(いずれも予約制)
- うつ病等で休職中の方及びその方の復職を考える企業担当の方が、職場復帰支援の内容や利用方法を理解するための職場復帰(リワーク)支援事業説明会を開催しています。(名古屋本所のみ。予約制)
- 障害者職業センターのサービスはすべて無料です。
- 受付時間は月曜日～金曜日 8:45～17:00(土・日・祝日、年末年始休)

<問合せ先>

愛知障害者職業センター

〒460-0003

名古屋市中区錦 1-10-1

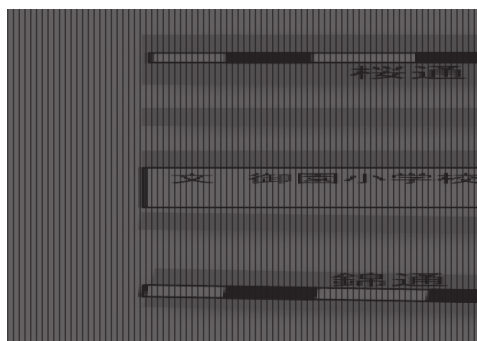
MI テラス名古屋伏見 5階

TEL 052-218-2380

FAX 052-218-2379

電子メール aichi-ctr@jeed.go.jp

(令和3年4月～)



愛知障害者職業センター豊橋支所

〒440-0888

豊橋市駅前大通 1-27

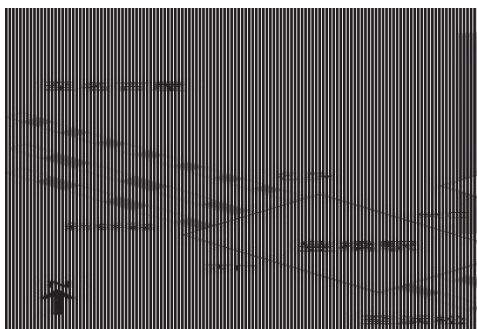
MUS 豊橋ビル 6F

TEL 0532-56-3861

FAX 0532-56-3860

電子メール toyohashi-ctr@jeed.go.jp

(令和3年4月～)



4 愛知支部 高齢・障害者業務課

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部)

障害者雇用支援業務として、障害者雇用納付金等の申告・申請受付、各種助成金の申請受付、障害者雇用に関する講習・啓発等の業務を実施しています。

<問合せ先>

愛知支部 高齢・障害者業務課

〒460-0003

名古屋市中区錦 1-10-1

MI テラス名古屋伏見 4階

TEL 052-218-3385

FAX 052-218-3389



5 中央障害者雇用情報センター

〈独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 雇用開発推進部内〉

障害者の雇用促進のために、障害者雇用に関する各種情報提供・相談を行っています。

□事業主に対して

・障害者雇用に関する相談

特例子会社の設立、雇用形態・就業規則・賃金体系等の処遇、社内研修等、企業経営の視点から障害者雇用に関する相談を行います。

・就労支援機器の貸出し

障害者の就労を容易にするための支援機器をホームページ上で紹介するほか、障害者を雇用する事業主に、機器を無料で貸出します(原則6ヶ月以内)。また、貸出しにあたっては、実際に機器を操作して選定することもできます。

(就労支援機器のページ <http://www.kiki.jeed.go.jp/>)

・障害者雇用に関する情報提供

障害者雇用に役立つビデオ・DVDの貸出しや雇用管理ノウハウをまとめた資料を提供するほか、障害者雇用事例をインターネット上で紹介しています。

(障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.go.jp/>)

<問合せ先>

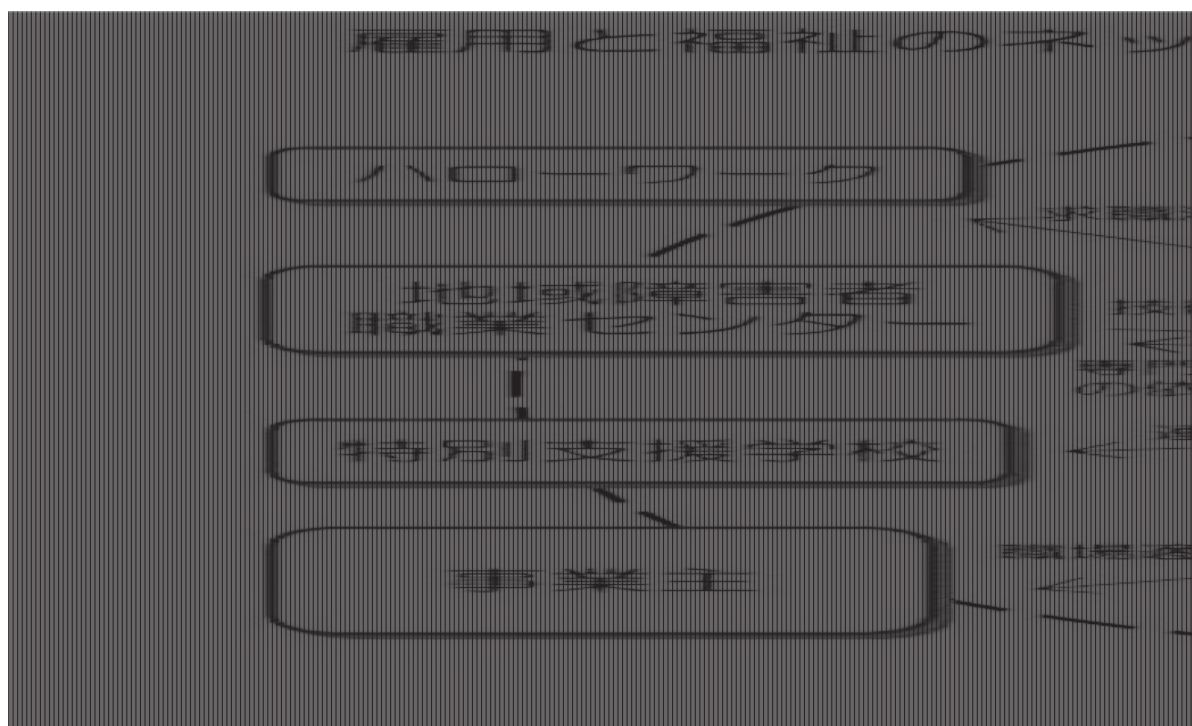
中央障害者雇用情報センター

〒130-0022 東京都墨田区江東橋 2-19-12 墨田公共職業安定所 5階

TEL 03-5638-2792 FAX 03-5638-2282

6 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着に当たって就職面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障害者を対象として、身近な地域で雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、社会福祉法人等が運営しています。また、障害者雇用を考えている企業の相談にも応じています。



□障害者に対して

- ・就職相談、指導及び助言
- ・職業準備訓練や職場実習のあっせん
- ・就職後の助言
- ・日常生活・地域生活に関する助言
- ・公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校、その他関係機関との連絡調整

□事業主に対して

- ・障害の特性を踏まえた雇用管理についての助言
- ・職場定着に向けた支援

□障害者就業・生活支援センター一覧

(※詳細については P. 56)

施設の名称	所在地	TEL / FAX
豊橋障害者就業・生活支援センター	豊橋市岩崎町	0532-69-1323 / 0532-62-7283
知多地域障害者就業・生活支援センター 「ワーク」	知多郡東浦町緒川	0562-34-6669 / 0562-34-6618
なごや障害者就業・生活支援センター	名古屋市北区	052-908-1022 / 052-908-1023
西三河障害者就業・生活支援センター 「輪輪（りんりん）」	岡崎市舞木町	0564-27-8511 / 0564-27-8511
尾張西部障害者就業・生活支援センター 「すろーぷ」	一宮市大和町	0586-85-8619 / 0586-64-5852
尾張北部障害者就業・生活支援センター 「ようわ」	春日井市坂下町	0568-88-5115 / 0568-88-5015
尾張東部障害者就業・生活支援センター 「アクト」	名古屋市名東区 (尾張旭市東印場町)	052-709-3891 / 052-709-3892
西三河北部障がい者就業・生活支援 センター	豊田市栄町	0565-36-2120 / 0565-36-0567
海部障害者就業・生活支援センター	津島市天王通り	0567-22-3633 / 0567-22-3634
東三河北部障害者就業・生活支援 センター「ウィル」	新城市矢部	0536-24-1314 / 0536-24-1555
尾張中部障害者就業・生活支援センター	名古屋市西区	052-908-2540 / 052-908-2541
西三河南部西障害者就業・生活支援 センター くるくる	刈谷市新栄町	0566-70-8020 / 0566-70-8511

7 市町村における障害者就労支援

(1) 市町村が設置する就労支援機関

障害者の一般就労の促進を図るため、障害者の就労支援や、日常生活上の相談・支援等を行っています。

設置市	施設の名称	所在地	TEL/FAX
名古屋市	障害者就労支援センターめいしんれん	名古屋市中村区中村町 7-84-1 (名身連福祉センター内)	TEL 052-433-6574 FAX 052-413-5808
	障害者就労支援センターめいりは	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山 1-2 (名古屋市総合リハビリテーションセンター地下1階)	TEL 052-835-3837 FAX 052-835-3826
	名古屋市障害者雇用支援センター	名古屋市熱田区千代田町 20-26	TEL 052-678-3333 FAX 052-683-5250
豊橋市	とよはし総合相談支援センター「ほっとぴあ」	豊橋市前畑町 115 あいトピア 2階	TEL 0532-56-4111 FAX 0532-57-2595
半田市	半田市障がい者相談支援センター	半田市雁宿町 1-22-1 (半田市福祉文化会館(雁宿ホール)内)	TEL 0569-21-5585 FAX 0569-23-7745
豊川市	若竹荘 地域生活推進センター	豊川市大崎町下金居場 55	TEL 0533-86-3601 FAX 0533-86-1199
碧南市	碧南市障害者就労相談支援事業所	碧南市山神町 8-35 (碧南市社会福祉協議会内)	TEL 0566-46-3701 FAX 0566-48-6522
豊田市	豊田市障がい者就労・生活支援センター	豊田市栄町 1-7-1	TEL 0565-36-2120 FAX 0565-36-0567
高浜市	たかはま障がい者支援センター	高浜市春日町 5-165 (いきいき広場 2階)	TEL 0566-54-3009 FAX 0566-52-7918
日進市	日進市障害者相談支援センター	日進市竹の山 4-301 (日進市障害者福祉センター内)	TEL 0561-72-0853 FAX 0561-75-6615
みよし市	みよし市くらし・はたらく相談センター	みよし市三好町湯之前 4-5 (みよし市立ふれあい交流館内)	TEL 0561-33-5070 FAX 0561-34-6331
長久手市	長久手市障がい者基幹相談支援センター	長久手市前熊下田 171 (長久手市福祉の家 1階)	TEL 0561-64-2333 FAX 0561-64-2337

(2) 名古屋市障害者就労支援窓口

障害者就労支援窓口「ウェルジョブなごや」では、企業における障害者雇用の推進と、障害者施設における利用者の工賃・賃金向上を図るため、企業及び障害者施設に対する相談支援を一体的に実施しています。

□事業主に対して

- ・ 障害者雇用に関する相談支援

企業の相談に対して助言・提案を行い、企業ごとの現状や課題に応じて社内の理解促進や業務の創出等を支援します。

- ・ 障害者の職場定着支援

ジョブコーチの活用により企業における障害者の職場定着を支援し、働きやすい職場環境の整備を図ります。

- ・ セミナー等の開催

企業見学会や障害者雇用に関するセミナー、情報交換会等の開催を通じて他社の雇用事例を紹介するなど、企業向けの啓発事業を実施します。

□障害者施設に対して

- ・ 施設の事業経営に関する相談支援

障害者施設の相談に対して助言・提案を行い、施設における作業の効率化等を通じて利用者の工賃・賃金の向上を図ります。

- ・ 製品の品質向上・販路拡大支援

施設の製品価値を高めるため、プロダクトデザイナー等の専門家の紹介を行うほか、インターネットを活用した製品の紹介方法を提案します。

- ・ 企業等からの請負業務の仲介

企業から障害者施設に対する請負業務のニーズを開拓し、仲介・あっせんを行うことにより施設の業務受注量の増加を図ります。

<問合せ先>

名古屋市障害者就労支援窓口「ウェルジョブなごや」

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南 1-20-12 ヨンゴビル 4階

T E L 052-433-2328 F A X 052-433-2538

電子メール info@weljob-nagoya.jp

8 その他の支援機関

(1) 就労移行支援事業所等

障害者総合支援法により、障害者の福祉的就労から一般就労への移行を推進しています。障害者が一般就労に向けて、一定期間の計画的プログラムで就職準備、訓練や実習、就職活動、再就職、再チャレンジなどの支援を行う就労移行支援事業所、一般の企業への就職が困難な場合などに利用できる就労継続支援事業所、一般就労移行後の生活上の支援を行う就労定着支援事業所があります。

区分	就労移行支援事業	就労継続支援事業		就労定着支援事業 (H30.4 創設)
		A型（雇成型）	B型（非雇成型）	
給付	障害者総合支援法に基づく訓練等給付			
対象者	一般就労を希望し、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる障害者（65歳未満）	一般企業等で雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が可能である障害者（65歳未満）	一般企業等で雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が困難である障害者	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者
支援内容	一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就業後の職場定着のための相談の実施	雇用契約に基づく就労機会の提供。就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の実施	就労や生産活動の機会の提供（雇用契約なし）。就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の実施	就労後の環境変化による生活上の支援ニーズに対応し、企業や関係機関との連絡調整等の支援の実施
期間	原則2年以内	—		3年
件数	県内161事業所	県内237事業所	県内602事業所	県内74事業所

※件数：令和2年4月1日現在の実施事業所数

<事業所の利用についての問合せ先> 各市町村の障害福祉担当課

(2) 発達障害及び高次脳機能障害に対する支援機関

○発達障害者支援センター

発達障害者支援法に基づき、発達障害のある人が幼児期から学齢期、成人期に至るまでライフステージの各段階で生じるさまざまなニーズに応えられるよう、関係機関・団体と連携した専門的な支援を行う総合的な拠点として設置されています。

愛知県内には2ヶ所あり、本人及び家族に対する相談支援、発達支援、就労支援、人材育成、情報発信、普及啓発などを行っています。

※就労については、ハローワークや障害者職業センターはじめ就労支援機関において、職業訓練、障害者の態様に応じた多様な委託訓練、ジョブコーチ支援、トライアル雇用等の制度が活用できます。

<問合せ先>

あいち発達障害者支援センター

〒480-0392 春日井市神屋町713-8 医療療育総合センター内

TEL 0568-88-0849 FAX 0568-88-0964

名古屋市発達障害者支援センター「りんくす名古屋」

〒466-0858 名古屋市昭和区折戸町4-16 児童福祉センター内

TEL 052-757-6140 FAX 052-757-6141

○高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業 支援拠点機関

高次脳機能障害とは、脳外傷や脳血管障害などの脳損傷により日常生活や社会生活に困難を有する認知障害全般を指します。高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業では、高次脳機能障害のある方への支援体制の確立を図るため、県が指定した支援拠点機関において、高次脳機能障害のある方の相談支援や普及啓発等を行っています。

<問合せ先：各支援拠点機関>

名古屋市総合リハビリテーションセンター 高次脳機能障害支援課

〒467-8622 名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地の2

T E L 052-835-3814

<http://www.nagoya-rehab.or.jp/rehabilitation/dysfunction/index.html>

※上記事業のほか、受診・検査、訓練・支援も対応。

NPO法人高次脳機能障害者支援「笑い太鼓」

(高次脳機能障害愛知県東部支援センター笑い太鼓)

〒441-8013 豊橋市花田一番町72番地 東和西駅前マンション101

T E L 0532-34-6098 <https://www.waraidaiko.org/toyohashi3>

(3) 難病相談支援センター

病気が長期にわたり、原因が不明、治療法が未確立の難病でお悩みの患者・家族の療養上、社会生活上での問題や不安等の解消を図るため、電話や面接等による相談、患者会との交流促進、就労支援など、難病患者が持つ様々なニーズに対応した支援を行っています。

※医師による医療相談は予約制。療養・生活相談は、電話相談、面接相談があります。

<問合せ先>

公益社団法人愛知県医師会 難病相談室

〒460-0008 名古屋市中区栄4-14-28 T E L 052-241-4144

<https://www.aichi.med.or.jp/rd/counsel/>

9 障害者職業能力開発校

就職を希望する障害者が自己の能力に適応する職種について、必要な知識と技能を習得することにより、就職及び自立を容易にし、社会で活躍できるよう援助するための職業能力開発施設です。

施設として、障害者を対象とする愛知障害者職業能力開発校（国立県営）を設置しています。（訓練の内容はP.31）

※このほか、障害者の多様なニーズに対応した委託訓練を実施しています。

<問合せ先>

愛知障害者職業能力開発校

〒441-1231 豊川市一宮町上新切33-14

T E L 0533-93-2102 F A X 0533-93-6554

IV 障害者雇用に関する支援制度等

1 トライアル雇用事業

(1) 障害者トライアルコース

障害者を一定期間雇用することにより、その適性或業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出をはかることを目的としています。

障害者はこの制度を活用することで、仕事内容や職場環境等への適性を確認することが容易となり、働くことへの不安を解消し自信をつける機会となります。

【対象労働者】 次の①と②の両方に該当する者であること

①継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者トライアル雇用制度を理解した上で、障害者トライアル雇用による雇入れについても希望している者

②次のア～カのいずれかに該当する者

ア 重度身体障害者

イ 重度知的障害者

ウ 精神障害者

エ 紹介日において就労の経験のない職業に就くことを希望する者

オ 紹介日前2年以内に、離職が2回以上または転職が2回以上ある者

カ 紹介日前において離職している期間が6か月を超えている者

【雇入れの条件】

①ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること

②障害者トライアル雇用の期間について、雇用保険被保険者資格取得の届出を行うこと

(2) 障害者短時間トライアルコース

継続雇用する労働者として雇用することを目的に、障害者を一定の期間を定めて試行的に雇用するものであって、雇入れ時の週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、障害者の職場適応状況や体調等に応じて、同期間中にこれを20時間以上とすることを旨とするものをいいます。

【対象労働者】

継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者短時間トライアル雇用制度を理解した上で、障害者短時間トライアル雇用による雇入れについても希望している精神障害者または発達障害者

【雇入れの条件】

①ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること

②3か月から12か月の障害者短時間トライアル雇用をすること

トライアル雇用事業を行うためには上記の他、全ての事業所に共通の要件として、雇用保険の適用事業の事業主であることや、雇用する労働者を事業主の都合により解雇したことがないこと等、いくつかの要件を満たしている必要があります。詳しくは管轄のハローワークにご相談ください。

<問合せ先>

各ハローワーク

愛知労働局職業対策課（事業に関すること）

愛知労働局あいち雇用助成室（支給に関すること）

【P. 57】

T E L 052-219-5507

T E L 052-219-5519

2 ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援

【ジョブコーチの種類】

- ・配置型ジョブコーチ：地域障害者職業センターに所属するもの
- ・訪問型ジョブコーチ：助成金認定法人である社会福祉法人・特定非営利活動法人等に所属するもの
- ・企業在籍型ジョブコーチ：障害者を雇用している事業所に所属するもの

【配置型ジョブコーチ、訪問型ジョブコーチによる支援のポイント】

- 障害者職業カウンセラーが作成する「支援計画」に基づいて、ご本人、事業所双方の同意をいただき、支援をおこないます。
- 定着が図れるよう事業所内の職場環境を整備し、支援の主体をジョブコーチから事業所担当者に移行します。

*事業主の方への支援

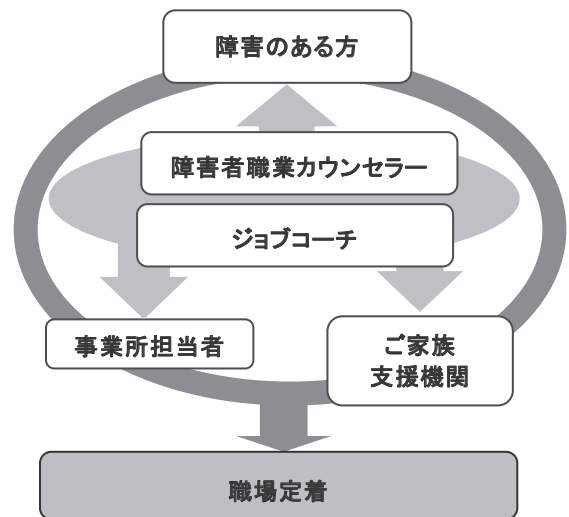
- ・障害特性に配慮した雇用管理方法等の支援
- ・職務内容の設定、配置等に係る支援
- ・指導方法、現場従業員の関わり方等の支援
- ・家族との連絡、連携体制の確立等の支援

*障害のある方への支援

- ・人間関係及びコミュニケーションの支援
- ・基本的労働習慣に係る支援
- ・職務遂行に係る支援
- ・通勤、健康管理、生活リズムの構築の支援

*ご家族等への支援

- ・障害に係る知識、家族の支援体制等の支援
- ・事業主との連絡、連携体制の確立等の支援



【対象となる事業主】

ジョブコーチによる専門的かつ直接的な支援を必要としている事業主（障害者を雇用しようとする、または既に雇用している事業主）で、次の要件を満たすことが必要です。

- ①労働者災害補償保険、雇用保険、厚生年金保険等に加入していること。
- ②労働基準法、労働安全衛生法に規定されている安全衛生その他の作業条件が整備されていること。

【対象となる障害者】

ジョブコーチによる職場での支援が必要な求職中又は在職中の障害者（知的・精神・発達の障害がある方、その他職場適応に援助を必要とする方）を対象としています。

【支援期間】

支援期間は1～7か月の間で設定します（標準期間2～3か月）。

【フォローアップ】

支援終了後は必要に応じてフォローアップを行います。

<問合せ先>	愛知障害者職業センター	TEL	052-218-2380
	〃	豊橋支所	TEL 0532-56-3861

3 精神障害者総合雇用支援

精神障害のある方及び精神障害のある方を雇用する事業主の方に対して、主治医との連携のもとで、雇用促進・職場復帰・雇用継続のための専門的な支援を体系的に実施しています。

※ここでいう精神障害者のある方とは、精神障害者保健福祉手帳や医師の診断書等により、そううつ病、統合失調症、その他精神疾患を有していることが確認できる方を指します。

○ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援（P.27）

事業所への採用前後に精神障害のある方や事業所双方に対して職場定着を支援するジョブコーチ（職場適応援助者）による支援を実施しています。

○職業準備支援

個別カリキュラムにより、基本的な労働習慣の習得、作業遂行力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を図る支援を実施しています（名古屋本所のみ）。

○職場復帰（リワーク）支援事業

うつ病等で休職している方の円滑な職場復帰のために、主治医との連携の下で、職場復帰に向けた課題の整理（コーディネート）と、リワーク支援のサービスを実施しております（名古屋本所のみ）。

愛知障害者職業センターでは、職場復帰支援に関するご本人向けの説明会を毎月第2、第4木曜日の午前10時から、事業主向けの説明会を毎月第3金曜日午後1時30分から実施しております。

※職場復帰支援事業は、ご本人、事業主とも無料をご利用いただけます。

※説明会は予約制です。

※公務員の方は対象外です。

【コーディネートとは】

ご本人・事業主・主治医の三者が復職を進めていく予定であることを確認後、三者からの情報収集・相談を通じ、復職に向けた課題等を整理し、復職の進め方についてインフォームドコンセントに基づき提案していきます。

※課題の状況等によっては、リワーク支援に移行しない場合もあります。

（ご本人）個別面談とリワーク支援プログラムの体験等により、職場復帰への課題等を把握、整理します。

（事業主）職場復帰支援担当者との面談等による情報収集を通じて、復帰受け入れに当たっての事業所側の課題を整理し、望ましい復職の方法についてご提案します。

（主治医）職業センターが受診に同行するなどにより、現在の治療状況や今後の治療方針、本人の特性等を情報収集します。併せて、望ましい復職の進め方を検討するに当たっての助言等、協力を依頼します。

【リワーク支援とは】（標準期間 8～16 週間）

支援計画に基づいて、ご本人・事業主・主治医の三者の書面による同意を得て下記の支援を行います。

（ご本人）職業センターへの通所、下記プログラムの参加を通してコーディネートで確認された課題の改善に向けて取り組みます。

《生活リズムの立て直し、体調管理》

生活リズム表・作業報告書（睡眠・食事・活動時間、ストレス、疲労）の記入とチェック

《体力増進、集中力、指示理解力、判断力等の確認・回復》

脳トレ、個別作業（事務・OA作業、立位作業）、集団作業、自主学習（復職時の職務の準備、資格取得等）

《職場で想定されるストレスの把握、対処方法の習得》

グループミーティング、アサーション講座・トレーニング、SST、キャリア講座、ストレス対処講座、アンダーコントロールの受講。ストレッチ・呼吸法・筋弛緩法・自律訓練法のストレス対処技法の習得

（事業主）職場復帰支援担当者に進捗状況を確認いただきながら、円滑な復帰受け入れのための支援を行います。復職者に対する接し方や受け入れの方法、復職後の職務設定の仕方等の助言を行います。

（主治医）医療面からの助言をいただきながら、支援の効果的な実施に対する協力をお願いします。

<問合せ先>	愛知障害者職業センター	TEL	052-218-2380
	〃	豊橋支所	TEL 0532-56-3861

4 発達障害者を対象とした就労支援事業

障害者手帳の有無にかかわらず、発達障害のある方に対しては職業リハビリテーション等の支援対象とされ、下記のような制度があります。

【愛知障害者職業センター】

○ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援（P. 27）

事業所への採用前後に発達障害のある方や事業所双方に対して職場定着を支援するジョブコーチ（職場適応援助者）による支援を実施しています。

○職業準備支援

個別カリキュラムにより、基本的な労働習慣の習得、作業遂行能力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を図る支援を実施しています。

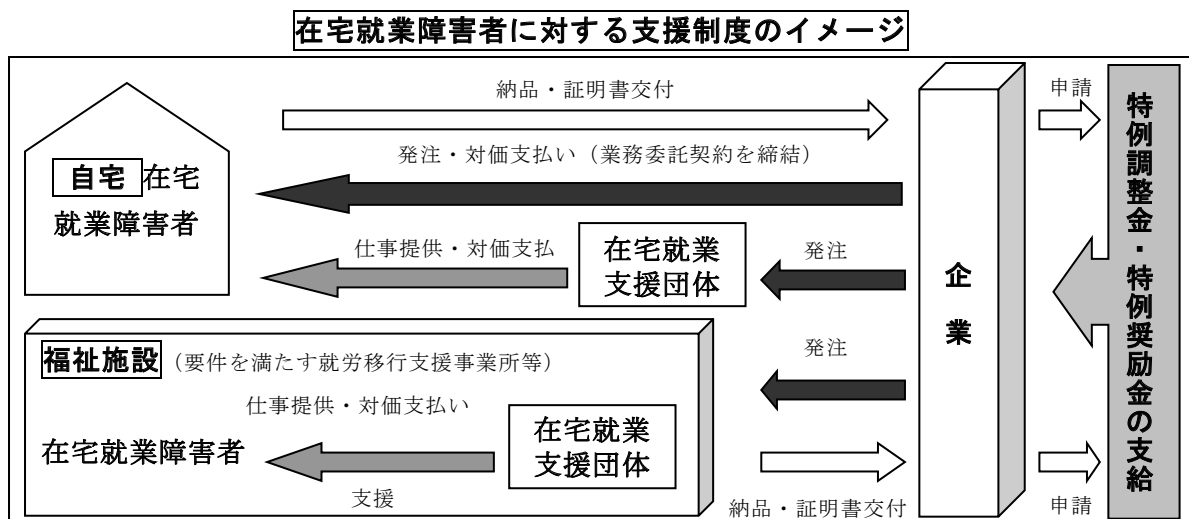
【ハローワーク】

- ・障害者トライアル雇用事業（P. 26）
- ・特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）（P. 40）
- ・雇入れ又は職場定着のための相談・助言・雇用管理サポート

<問合せ先>	愛知障害者職業センター	TEL	052-218-2380
	〃	豊橋支所	TEL 0532-56-3861
	各ハローワーク		【P. 57】

5 在宅就業障害者支援制度

障害者の多様な就労形態に対応する支援策のひとつとして、「在宅就業障害者支援制度」があります。在宅就業する障害者へ（直接あるいは厚生労働大臣が登録した在宅就業支援団体（※）を通して）仕事を発注した企業に対し、障害者雇用納付金制度において、特例調整金・特例報奨金を支給する制度です。



【対象となる障害者】

障害者手帳等を交付されている身体障害者・知的障害者・精神障害者で、かついかなる企業にも雇用されていない者

【対象となる業務】

在宅就業契約に基づく業務

【対象となる就業場所】

自宅のほか、障害者が業務を実施するために必要となる施設及び設備を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が行われる場所、その他これらに類する場所

注意：業務を発注した企業の事業所内で業務を行う場合は対象となりません。

※在宅就業支援団体の厚生労働大臣による登録について

福祉施設を運営する法人が在宅就業支援団体として登録を受け、福祉施設を利用する障害者に対し、仕事の提供・対価の支払等を行う場合も対象となります。

【登録要件】

1. 障害者に対して、就業機会の確保・提供のほか、職業講習、就業支援等の援助を行っている法人であること
2. 常時10人以上の障害者に対して継続的に支援を行うこと
3. 障害者の在宅就業に関して知識及び経験を有する3人以上の者を置くこと（うち1人は専任の管理者とすること）
4. 在宅就業支援を行うために必要な施設及び設備を有すること

【登録団体について】

<問合せ先> 愛知労働局職業対策課

T E L 052-219-5507

【特例調整金・特例報奨金の支給について】

在宅就業契約報告書・支給申請書の提出が必要です。詳細は下記までお問い合わせ下さい。

<問合せ先> (独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部 高年齢・障害者業務課 T E L 052-218-3385

6 障害者職業訓練

職業的自立をめざす障害者の就職をより容易にするため、障害者を対象にした公共職業訓練について、障害の種類、程度、訓練期間により多様な訓練コースを設定し、職業に必要な知識・技能の習得を図る訓練を実施しています。

*障害者職業能力開発校及び高等技術専門校による訓練

国立県営愛知障害者職業能力開発校において、障害の態様に配慮した職業訓練を実施しています。また、名古屋高等技術専門校と岡崎高等技術専門校においても、知的障害者を対象とした職業訓練を実施しています。

なお、障害の程度により県内の高等技術専門校で職業訓練を受けることもできます。

【令和3年度】

■愛知障害者職業能力開発校

訓練科名		募集定員	訓練期間
ITスキル科		20人	1年
OAビジネス科	(4月入校)	20人	
	(10月入校)	20人	
CAD設計科		30人	
ワークサポート科 (精神・発達障害者対象訓練)		10人	9か月
就業支援科 (精神・発達障害者対象訓練)		10人	3か月
総合実務科 (知的障害者対象訓練)		15人	1年

■名古屋・岡崎高等技術専門校

訓練科名	募集定員	訓練期間
総合実務科 (知的障害者対象訓練)	各校10人	1年

<問合せ先>	愛知障害者職業能力開発校	T E L 0533-93-2102
	名古屋高等技術専門校	T E L 052-917-6711
	岡崎高等技術専門校	T E L 0564-51-0775

*障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用した職業訓練を実施し、障害のある人の雇用の促進を図るため委託訓練を実施しています。

- ・知識・技能習得訓練コース：民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等が委託先となった訓練
- ・実践能力習得訓練コース：企業等を委託先として事業所現場を活用した訓練
- ・eラーニングコース：職業能力開発施設への通所が困難な障害のある人がインターネットを利用して行う訓練
- ・在職者訓練：現在職業についている障害のある方を対象とした訓練

【訓練期間】1～3か月 【訓練定員】225人（予定）

※受講手続きや委託訓練実施に協力いただける企業等の申込みについては、愛知障害者職業能力開発校までお問い合わせ下さい。

<問合せ先>	愛知障害者職業能力開発校	T E L 0533-93-2102
--------	--------------	--------------------

* 障害者特別委託訓練

障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第7号の規定に基づく教育訓練の基準に適合すると認められた施設に対し、知的障害者及び精神障害者を対象とした職業訓練を委託しています。(訓練期間 1～2年)

委託元	委託先	訓練科目名	対象者	定員	訓練期間
名古屋高等技術専門学校	社会福祉法人 共生福祉会 なごや職業開拓校	食品加工科	知的障害者	10人	2年
		生産実務科	精神障害者	5人	1年

<問合せ先> 名古屋高等技術専門学校 TEL 052-917-6711
なごや職業開拓校 TEL 052-582-6006

7 障害者雇用促進トップセミナー（障害者雇用優良企業等表彰）

企業の方に障害者雇用を理解していただき、障害者の雇用促進と職場定着を進めるため、愛知労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部等と連携し開催しています。

また、障害者を積極的に雇用する企業を障害者雇用優良企業等として表彰しています。

(令和2年度の障害者雇用優良企業等はP.46)



<問合せ先> 愛知県労働局就業促進課 TEL 052-954-6367

8 障害者雇用管理セミナー

企業の人事・労務担当者および職場管理者を対象に、障害者雇用についての課題を解決するとともに理解を深めるための「障害者雇用管理セミナー」を実施しています。

<問合せ先> 公益財団法人愛知県労働協会 事業課 TEL 052-485-7156

9 障害者就職面接会

就職を希望する障害者の雇用機会の拡大を図るため、求人企業合同による就職面接会を愛知労働局と開催しています。

新型コロナウイルス感染症の状況により、開催方法や開催時期を変更することがあります。

○一般障害者就職面接会…年4回

名古屋・尾張地区：年2回（9月及び2月開催予定）

三河地区：年2回（9月及び2月開催予定）

○大学等卒業予定障害者就職面接会

名古屋市内：年1回（8月開催予定）



<問合せ先> 愛知労働局職業対策課 TEL 052-219-5507
愛知県労働局就業促進課 TEL 052-954-6367

10 アビリンピック（障害者技能競技大会）の開催

障害者技能競技大会（愛称として「アビリンピック（ABILITYMPICS）」は、障害のある方々が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者雇用に対する社会の理解と認識を深め、雇用の促進を図るために開催しています。



あいち人財力強化プロジェクト
イメージキャラクター「アイチータ」

- 愛知県障害者技能競技大会 2021年6月（開催予定）
- 全国障害者技能競技大会 2021年12月東京都（開催予定）

【愛知県障害者技能競技大会】

2019年度実績：競技種目20種目（デモンストレーション含む）131名参加
洋裁、家具、DTP、建築CAD、電子機器組立、義肢、ワード・プロセッサ、データベース、ホームページ、フラワーアレンジメント、ビルクリーニング、製品パッキング、喫茶サービス、オフィスアシスタント、表計算、パソコンデータ入力、縫製、木工、機械CAD（デモンストレーション）、パソコン操作（デモンストレーション）

※2020年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の状況下において、競技環境を十分に整えることが困難であることから、大会を中止としました。

<問合せ先> 愛知県労働局産業人材育成課技能五輪・アビリンピック推進室

T E L 052-954-6884

11 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

愛知労働局・ハローワークでは、就労支援機関・特別支援学校・医療機関と連携し、企業と障害者やその保護者の就労に対する不安感等を払拭させるとともに、企業での就労への理解促進を図るため、就労支援セミナー、事業所見学会、障害者就労アドバイザーの助言等による「企業理解の促進」、また、関係機関への職場実習協力事業所情報の提供、実習受入の依頼等による「障害者に対する職場実習の推進」を実施しています。

<問合せ先> 愛知労働局職業対策課
各ハローワーク

T E L 052-219-5507
【P. 57】

1 2 優先発注制度

愛知県福祉局では、平成 25 年度より「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの調達推進を図るための方針を策定し、県が発注する物品等及び役務における障害者就労施設等からの優先的な調達に努めています。

☆対象となる障害者就労施設等☆

- ①障害者総合支援法に定める施設等（就労継続支援事業所（A型、B型）、就労移行支援事業所、生活介護事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター）
- ②障害者基本法により費用の助成を受けている小規模作業所
- ③障害者優先調達推進法の政令で定める事業所（障害者雇用促進法に基づく特例子会社、重度障害者多数雇用事業所）
- ④障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者及び在宅就業支援団体
- ⑤共同受注窓口として知事が適当と判断する者

なお、この制度の適用を受けるには、事前に、③～⑤については申請を、愛知県福祉局福祉部障害福祉課へ行う必要があります。

【調達の方法】

- 予定価格が 3 万円未満の物品及び 10 万円以下の役務
1 者から見積書を徴するときは、①及び②を優先して選定するよう努めます。
- 予定価格が 3 万円以上 30 万円以下の物品及び 10 万円超 30 万円以下の役務
見積書を徴する相手方を①～⑤から複数選定するよう努めます。
- 予定価格が 30 万円超
見積書を徴する相手方を①～⑤とした地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号等を適用した調達に努めます。

※障害者就労施設等の取扱い物品及び役務リストは、愛知県福祉局福祉部障害福祉課のホームページに掲載しています。

<問合せ先> 愛知県福祉局福祉部障害福祉課 TEL 052-954-6294

愛知県労働局では、平成 16 年より障害者の雇用に努める企業から、県が発注する物品等及び役務の優先的な調達に努めています。

なお、この制度の適用を受けるには、事前に登録が必要です。愛知県労働局就業促進課で随時受け付けています。

☆対象となる企業☆

県内に本店を有する中小企業者又は県内の事業協同組合等で、障害者（身体障害者、知的障害者及び精神障害者）の雇用率が4.4%以上の企業であること

【調達の方法】

- 予算の適正な執行に配慮しつつ、次により優先的な調達に努めます。
- ①随意契約による優先的扱い→2 者以上の対象企業から見積書を徴取して契約
 - ②指名競争入札による優先的取扱い→対象企業の優先的な指名

※対象物品等及び役務の業務分類は、愛知県労働局就業促進課のホームページに掲載しています。

<問合せ先> 愛知県労働局就業促進課 TEL 052-954-6367

1 3 障害者を雇い入れた場合の税制上の優遇措置等

障害者を雇用する事業所は、租税特別措置法、所得税法及び法人税法並びに地方税法により税制上の優遇措置があります。

(1) 国税に関する概要

項目	要件	内容
機械・装置の割増償却措置 (税務署・所得税及び法人税)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定期間（昭和48年4月1日から令和4年3月31日まで）内の日を含む各事業年度（個人事業者は各年）において障害者を雇用している青色申告書を提出する法人（個人事業者）であること。 2. 障害者雇用割合が50%（雇用障害者数が20人以上である場合には25%）以上（短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として計算する。）であること、又は、法定雇用率2.3%を達成している事業主で、基準雇用障害者数が20人以上であり、かつ重度障害者割合が55%以上であること。 3. その事業年度の指定期間内又はその事業年度（個人事業者についてはその年）開始の前5年以内に開始した事業年度において取得、製作した機械及び装置（令和2年3月31日以前に開始した事業年度（個人事業者については令和2年分以前）の場合は取得、製作又は建設した工場用の建物及びその附属設備を含む。）で、障害者が労働に従事する事業所にあることにつき事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の証明を受けたものであること。 	<p>（所得税）確定申告書に適用条文（租税特別措置法第13条）を記載するとともに、個々の適用資産ごとに償却費の額を記載した計算明細書を添付した場合に、普通償却限度額と特別償却限度額（普通償却限度額の12%※）の合計額が償却限度額となる。</p> <p>※令和2年分以前については24%（工場用の建物及びその附属設備については32%）。</p> <p>（法人税）確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書を添付した場合に、普通償却限度額と特別償却限度額（普通償却限度額の12%※）の合計額が償却限度額となる。</p> <p>※令和2年3月31日以前に開始した事業年度については24%（工場用の建物及びその附属設備については32%）。</p>
助成金の総収入金額不算入等 (税務署・所得税及び法人税)	<p>所得税法施行令第89条第1号及び法人税法施行令第79条第1号に規定する次の助成金の交付を受けて固定資産の取得又は改良（以下「取得等」という。）をし、助成金の返還を要しないことが確定した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者作業施設設置等助成金 2. 障害者福祉施設設置等助成金 3. 重度障害者等通勤対策助成金 4. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 5. 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース） 	<p>（所得税）固定資産の取得等に充てられた返還を要しない助成金の額は、確定申告書に所得税法第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）の適用を受ける旨記載するとともに、「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を添付した場合に限り、各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。</p> <p>（法人税）交付を受けた助成金で取得等した固定資産の帳簿価額を圧縮記帳により減額等したときは、確定申告書に圧縮記帳による圧縮額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り、減額等した金額は損金算入できる。</p>

(2) 国税に関する相談のご案内

<p>国税に関する一般的な相談は、名古屋国税局「電話相談センター」をご利用ください。</p> <p>【利用時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：00</p> <p>【利用方法】 最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声に従って「1」を選択してください。 （電話番号は下記一覧をご覧ください。）</p> <p>なお、電話での相談が困難な方は、国税庁ホームページの聴覚障害者等電子メール相談又は聴覚障害者ファクシミリ（052-951-4614）をご利用ください。</p> <p>※国税庁ホームページの「タックスアンサー」では、キーワードで身近な税金に関する情報が検索できますので、是非ご利用ください（携帯電話からもご利用できます）。</p>
--

【電話番号一覧】

地域	税務署	電話番号	税務署	電話番号	税務署	電話番号
名古屋	千種	052-721-4181	名古屋東	052-971-8665	名古屋北	052-911-2471
	名古屋西	052-521-8251	名古屋中村	052-451-1441	名古屋中	052-962-3131
	昭和	052-881-8171	熱田	052-881-1541	中川	052-321-1511
尾張	一宮	0586-72-4331	尾張瀬戸	0561-82-4111	津島	0567-26-2161
	小牧	0568-72-2111				
知多	半田	0569-21-3141				
西三河	岡崎	0564-58-6511	刈谷	0566-21-6211	豊田	0565-35-7777
	西尾	0563-57-3111				
東三河	豊橋	0532-52-6201	新城	0536-22-2141		

項目	要件	内容
不動産取得税の 軽減措置 (県税事務所)	1. 雇用障害者数が20人以上 ※1 2. 障害者雇用割合が50%以上 ※1 3. 障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金を受給して、令和3年3月31日までの間に取得した事業用家屋(引き続き3年以上作業の用に供するものに限る。)	価格の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を税額から減額
固定資産税の 軽減措置 (市町村役場)	1. 雇用障害者数が20人以上 ※1 2. 障害者雇用割合が50%以上 ※1 3. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金又は、中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金を受給して、令和3年3月31日までの間に取得した事業用家屋(作業の用に供するものに限る。)	課税標準となるべき価格の1/6に相当する額に障害者雇用割合を乗じた額を減額 当初5年度分
事業所税の 軽減措置 (名古屋市・岡崎市・豊田市・豊橋市・一宮市・春日井市)	障害者を雇用 1. 雇用障害者数が10人以上 ※2 2. 障害者雇用割合が50%以上 ※1 3. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金又は、中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金の受給(資産割の事業所税)	従業者割の事業所税については、従業者給与総額の算定及び免税点の判定において障害者は従業者から除く 資産割の事業所税については、課税標準となるべき当該事業所の床面積から1/2に相当する面積を控除

※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント。

※2 重度以外の障害者で短時間労働者は1人を0.5人としてカウント。

■ 不動産取得税の軽減措置についてのお問合せは・・・管轄の県税事務所 課税第二課へ

県税事務所名	所在地	電話番号
名古屋東部県税事務所	〒460-8483 名古屋市中区新栄町2-9 (スカイオアシス栄4階)	052-953-7860
名古屋北部県税事務所	〒451-8555 名古屋市西區城西1-9-2	052-531-6306
名古屋西部県税事務所	〒454-8503 名古屋市中川区中郷1-3	052-362-3216
名古屋南部県税事務所	〒456-8558 名古屋市熱田區森後町8-22	052-682-8925
東尾張県税事務所	〒486-8515 春日井市鳥居松町3-65	0568-81-3769
西尾張県税事務所	〒491-8506 一宮市新生2-21-12	0586-45-3158
知多県税事務所	〒475-8505 半田市出口町1-36 (知多総合庁舎1階)	0569-89-8175
西三河県税事務所	〒444-8503 岡崎市明大寺本町1-4 (西三河総合庁舎1階)	0564-27-2715
豊田加茂県税事務所	〒471-8537 豊田市元城町4-45 (豊田加茂総合庁舎1階)	0565-32-7484
東三河県税事務所	〒440-8528 豊橋市八町通5-4 (東三河県庁(東三河総合庁舎)1階)	0532-35-6128

■ 固定資産税・事業所税のお問合せは・・・各市町村へ

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
名古屋市	052-961-1111	小牧市	0568-72-2101	あま市	052-444-1001
豊橋市	0532-51-2111	稲沢市	0587-32-1111	長久手市	0561-63-1111
岡崎市	0564-23-6000	新城市	0536-23-1111	愛知郡東郷町	0561-38-3111
一宮市	0586-28-8100	東海市	052-603-2211	西春日井郡豊山町	0568-28-0001
瀬戸市	0561-82-7111	大府市	0562-47-2111	丹羽郡大口町	0587-95-1111
半田市	0569-21-3111	知多市	0562-33-3151	扶桑町	0587-93-1111
春日井市	0568-81-5111	知立市	0566-83-1111	海部郡大治町	052-444-2711
豊川市	0533-89-2111	尾張旭市	0561-53-2111	蟹江町	0567-95-1111
津島市	0567-24-1111	高浜市	0566-52-1111	飛島村	0567-52-1231
碧南市	0566-41-3311	岩倉市	0587-66-1111	知多郡阿久比町	0569-48-1111
刈谷市	0566-23-1111	豊明市	0562-92-1111	東浦町	0562-83-3111
豊田市	0565-31-1212	日進市	0561-73-7111	南知多町	0569-65-0711
安城市	0566-76-1111	田原市	0531-22-1111	美浜町	0569-82-1111
西尾市	0563-56-2111	愛西市	0567-26-8111	武豊町	0569-72-1111
蒲郡市	0533-66-1111	清須市	052-400-2911	額田郡幸田町	0564-62-1111
犬山市	0568-61-1800	北名古屋市	0568-22-1111	北設楽郡設楽町	0536-62-0511
常滑市	0569-35-5111	弥富市	0567-65-1111	東栄町	0536-76-0501
江南市	0587-54-1111	みよし市	0561-32-2111	豊根村	0536-85-1311

V 各種助成金等

1 トライアル雇用助成金（障害者（短時間）トライアルコース）

本助成金は、下記の「支給対象事業主」に該当する事業主が、次の1の対象労働者を2の条件により雇い入れた場合に受給することができます。

1 対象労働者

本助成金における「対象労働者」は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する求職者です。

(1) 障害者トライアル雇用の対象労働者

次の①と②の両方に該当する者であること

①継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者トライアル雇用制度を理解した上で、障害者トライアル雇用による雇入れについても希望している者

②次のア～カのいずれかに該当する者

ア 重度身体障害者

イ 重度知的障害者

ウ 精神障害者

エ 紹介日において就労の経験のない職業に就くことを希望する者

オ 紹介日前2年以内に、離職が2回以上又は転職が2回以上ある者

カ 紹介日前において離職している期間が6か月を超えている者

(2) 障害者短時間トライアル雇用の対象労働者

次の①と②の両方に該当する者であること

①継続雇用する労働者としての雇入れを希望している者であって、障害者短時間トライアル雇用制度を理解した上で、障害者短時間トライアル雇用による雇入れについても希望している者

②次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 精神障害者

イ 発達障害者

2 支給対象事業主

(1) ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等（※1）の紹介により雇い入れ、障害者トライアル雇用等の期間について、雇用保険被保険者資格取得の届出を行うこと（障害者短時間トライアル雇用の対象となる週所定労働時間が20時間未満である者を雇い入れた場合を除く）。

(2) 障害者トライアル雇用等を開始した日の前日から起算して6か月前の日から障害者トライアル雇用等を終了した日までの間に、トライアル雇用事業所において、その雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇（勧奨退職等を含む）したことがないこと。

(3) 障害者トライアル雇用等に係る雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から障害者トライアル雇用等を終了した日までの間に、トライアル雇用事業所において、その雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由（※2）により、当該障害者トライアル雇用等に係る雇入れの日における雇用保険被保険者数の6%を超え、かつ、3人を超えて離職させていないこと。

※1 具体的には次の機関が該当します。

① 公共職業安定所（ハローワーク）

② 地方運輸局（船員として雇い入れる場合）

③ 適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等

特定地方公共団体、厚生労働大臣の許可を受けた有料・無料職業紹介事業者、届出を行った無料職業紹介事業者、又は無料船員職業紹介事業者（船員として雇い入れる場合）のうち、本助成金に係る取扱いを行うに当たって、厚生労働省職業安定局長の定める項目のいずれにも同意する旨の届出を労働局長に提出し、雇用関係助成金に係る取扱いを行う旨を示す標識の交付を受け、これを事業所内に掲げる職業紹介事業者等

※2 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1A又は3Aに該当する離職理由（事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職を含む）

3 トライアル雇用期間

(1) 障害者トライアル雇用

原則3か月。ただし、身体障害者と知的障害者（重度障害者を除く）は、本人と事業主の合意により1か月又は2か月とすることができます（この場合、3か月に延長することはできません）。

なお、精神障害者は原則6か月以上12か月以内。ただし、本人と事業主の合意により当初の障害者トライアル期間を含め最大12か月まで延長することができること。また、本人と事業主との合意により、当該期間を3か月以上5か月以内とすることができます（この場合、延長することはできません）。

(2) 障害者短時間トライアル雇用

3か月以上12か月以内。

4 支給額

(1) 支給対象期間

障害者トライアル雇用の場合は、障害者トライアル雇用を開始した日から1か月単位で最長3か月間を対象として助成をします（精神障害者は6か月を超えて障害者トライアル雇用をする場合であっても支給対象期間は最長6か月間です）。

障害者短時間トライアル雇用の場合は、障害者短時間トライアル雇用を開始した日から1か月単位で最長12か月間を対象として助成をします。

(2) 支給額

本助成金の支給額は、障害者トライアル雇用の場合は支給対象者1人につき月額4万円（精神障害者を雇用する場合は月額8万円（※3））、障害者短時間トライアル雇用の場合は支給対象者1人につき月額4万円です。

なお、支給対象期間中のある月において、支給対象者が就労を予定していた日数に対する実際に就労した日数の割合（ア）が次表の左欄の場合、当該月の月額額は右欄になります。

（計算式）

支給対象者が1か月間に実際に就労した日数 $\text{ア} = \frac{\text{支給対象者が1か月間に実際に就労した日数}}{\text{支給対象者が1か月間に就労を予定していた日数}}$	割合	支給月額
	75% ≤ ア	4万円（8万円）
	50% ≤ ア < 75%	3万円（6万円）
	25% ≤ ア < 50%	2万円（4万円）
	0% < ア < 25%	1万円（2万円）
	ア = 0%	不支給

※3 精神障害者に対して障害者トライアル雇用を実施する場合、雇入れの日から起算して3か月の間は8万円、4か月目以降は4万円

本助成金の受給にあたっては、上記のほかに要件や手続き等があります。

詳しくは愛知労働局又は管轄ハローワークへお問い合わせください。

<問合せ先> 各ハローワーク 愛知労働局あいち雇用助成室	【P. 57】 TEL 052-219-5519
---------------------------------	-----------------------------

2 特定求職者雇用開発助成金

* 特定就職困難者コース

身体障害者、知的障害者又は精神障害者をはじめ、特に就職が困難な求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主（※）に対して、国が企業規模や障害の態様等に応じて、助成金を支給します。具体的な助成額、助成期間は下表のとおりとなります。

なお、受給できるのは、次のすべての要件を満たす事業主です。

※雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上（重度障害者等を短時間労働者以外として雇い入れる場合にあっては3年以上）であることをいう。）が確実であると認められる事業主。

- (1) ハローワーク等の紹介により、対象労働者（65歳未満の者に限る。）を継続して雇用する雇用保険の一般被保険者として雇い入れる雇用保険の適用事業主。
- (2) 当該雇い入れの前及び後6か月間において当該雇い入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主の都合により解雇（勧奨退職等を含む）していないこと。
- (3) 当該雇い入れの前及び後6か月間において当該雇い入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を特定受給資格者となる理由で、当該雇い入れ日における同被保険者の6%、かつ、3人を超えて離職させていないこと。

○助成額・助成期間等

対象労働者	助成額総額（中小企業）	助成期間（中小企業）
重度身体障害者、 重度知的障害者 及び精神障害者（注1）	100万円（240万円）	1年6か月（3年）
45歳以上の身体障害者 及び知的障害者	100万円（240万円）	1年6か月（3年）
身体障害者及び知的障害者 （雇い入れ時に45歳未満の者 で重度以外）	50万円（120万円）	1年（2年）
短時間労働者である（注2） 身体障害者、知的障害者 及び精神障害者	30万円（80万円）	1年（2年）

- ・助成額総額の（ ）内は、中小企業主に対する助成期間、助成額を示す。
- ・支給対象期間（6か月）単位で、支給する。
- ・対象労働者が最低賃金の減額の特例許可を受けている場合、助成額は上表によらず、各支給対象期に対象労働者に対し支払った賃金に助成率（重度者等1/3、中小企業の重度者等1/2、重度者以外1/4、中小企業の重度者以外1/3）を乗じて得た額を支給する。

注1：精神障害者とは、次に掲げる者で、症状が安定し、就労可能な状態にあるものをいう。

- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・統合失調症、そううつ病(そう病・うつ病含む)又はてんかんにかかっている者

注2：短時間労働者とは、雇用保険被保険者のうち、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の雇用保険被保険者をいう。

*** 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース**

○対象事業主・・・特定就職困難者コースと同様。(ただし、ハローワーク等の紹介により雇い入れる事業主であり、管轄労働局長に対し雇用管理に関する事項を報告する事業主。)

○対象労働者・・・次の①及び②に該当する者 ※ただし、特定就職困難者コースの支給対象者は除きます

- ①障害者手帳を所持していない方であって、発達障害または難病のある方
 - ▶発達障害の場合：発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など）
 - ▶難病の場合：難治性疾患を有する方
- ②雇入れ日時点で満年齢 65 歳未満である方

対象疾病一覧につきましては、厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/hattatsu_nanchi.html
にてご確認ください。

○助成額・助成期間等

対象事業主	助成額総額（短時間労働）	助成期間
中小企業事業主以外	50 万円（30 万円）	1 年
中小企業事業主	120 万円（80 万円）	2 年

本助成金の受給にあたっては、上記のほかに要件や手続き等があります。
詳しくは労働局又は管轄ハローワークへお問い合わせください。

＜問合せ先＞	各ハローワーク 愛知労働局あいち雇用助成室	【P. 57】 T E L 052-219-5519
--------	--------------------------	-------------------------------

3 中小企業応援障害者雇用奨励金

障害者の雇用の経験のない中小企業が、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用した場合に事業主に対して助成する愛知県独自の制度です。

○主な支給要件

- ・常時雇用する労働者数が300人以下の中小企業等であること
- ・県内に企業の主たる事業所（いわゆる本社）を有する事業主
- ・対象障害者を初めて雇用する日の前日までの過去3年間に、対象障害者について雇用実績がないこと
- ・対象障害者を雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実にできると認められること

★ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等以外（大学のキャリアセンターのあっせん、求人誌による直接応募等）の雇い入れの場合でも支給対象となります。一定の条件があります。）

注意 以下の場合には対象外となります。

- ・国の「特開金（障害者初回雇用コース）」※の支給対象である場合
- ・就労継続支援A型の事業を実施している事業主である場合

※障害者雇用経験のない中小企業が初めて障害者を雇用し、当該雇い入れにより法定雇用障害者数以上となり、かつ、12か月間継続して雇用した場合に一定額を助成

○対象障害者

次の①～③のいずれかである障害者

- ①身体障害者
- ②知的障害者
- ③精神障害者

○支給額

対象労働者の区分	支給額
一般労働者・短時間労働者（精神障害者）	60万円
短時間労働者（身体障害者・知的障害者）	30万円

（注）一般労働者とは、常時雇用する労働者のうち1週間の所定労働時間が30時間以上の者をいい、短時間労働者とは、常時雇用する労働者のうち1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者をいう

○支給申請手続

奨励金の支給を受けようとする事業主は、対象障害者の雇入れ日から6か月経過した日の翌日から起算して2か月以内に必要な書類を添えて愛知県へ支給申請書を提出することが必要です。

例：令和3年4月1日雇用の場合 → 令和3年10月1日から令和3年11月30日までに申請

H30	R3	雇用			
4/1	3/31	4/1	9/30	10/1	11/30
過去3年障害者雇用歴なし		雇用6か月		申請期間2か月	

※申請期限を過ぎてから提出した場合は支給対象となりませんのでご注意ください。

<提出先・問合せ先>

愛知県労働局就業促進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

T E L 052-954-6367 F A X 052-954-6927

4 障害者雇用納付金制度に基づく助成金等

障害者の雇用にあたり障害者各人の適性や能力を十分に引き出すには、施設・設備の整備を必要とすることが少なくありません。また、職場環境への適応や仕事の習熟のための特別な措置の実施が必要となることもあります。

このため、事業主が障害者の雇用にあたって施設・設備の整備や特別の雇用管理を行う場合に費用の一部を助成し、その経済的負担を軽減し障害者の雇い入れや雇用の継続が容易になるよう、障害者雇用納付金制度（P.13 参照）に基づき、次のような助成金を設けています。

申請手続きの窓口は、**独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部高齢・障害者業務課**です。審査・認定・支給の決定は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行います。

※認定申請書の提出期限が助成金ごとに違いますので、事前に事業計画等のご相談をお願いします。

* 障害者作業施設設置等助成金（作業施設・作業設備の整備等を行う事業主の方への助成金）

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害者が作業を容易に行うことができるよう、作業施設・設備の設置または整備を行う費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種 作業施設 設置等助成金 ○作業施設・作業設備等の設置または整備	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ※上記の	2/3	・障害者1人につき450万円 （作業施設、附帯施設、作業設備の合計） ※作業設備の場合 障害者1人につき150万円 （中途障害者の場合は、1人につき450万円） ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 （1事業所あたり1会計年度につき合計4,500万円）	
②第2種 作業施設 設置等助成金 ○作業施設・作業設備等の賃借	障害者である 在宅勤務者		・障害者1人につき月13万円 ※作業設備の場合 障害者1人につき月5万円 （中途障害者の場合は、1人につき月13万円） ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額	3年間

※中途障害者とは、雇用された後に身体障害者となった者（身体障害者にあつては、異なる身体障害を有することとなった者または身体障害の程度が重くなった者を含む。）及び精神障害者となった者で、職場復帰（当該労働者が障害者となったときに雇用している事業主の事業所において就労すること）を行うものをいいます。

* 障害者福祉施設設置等助成金（福利厚生施設の整備等を行う事業主の方への助成金）

障害者を労働者として継続して雇用している事業主またはその事業主が加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の整備等を行う費用の一部を助成するものです。（認定申請日以前1年間に障害者を事業主等の都合により解雇していないこと）

対象となる障害者	助成率	限度額
・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	1/3	・障害者1人につき225万円 ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 （1事業所または事業主の団体1団体あたり1会計年度につき合計2,250万円）

＊ 障害者介助等助成金（雇用管理のために必要な介助等の措置を行う事業主の方への助成金）

身体障害者または必要な合理的配慮の提供が推進されると認められる障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①職場介助者の配置又は委嘱助成金 ○事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱 ○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・2級以上の視覚障害者 ・2級以上の両上肢機能障害および2級以上の両下肢機能障害を重複する者 ・3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害および3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する者 ※上記の障害者である在宅勤務者	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・配置1人 月15万円 ・委嘱1人1回 1万円 年150万円まで 	10年間
②職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金 ○事務的業務に従事する視覚障害・四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続 ○事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続	上記①に同じ ※上記①の職場介助者の配置又は委嘱を行って10年間職場介助者に係る助成金を受給した事業主が、引き続き当該障害者を継続して雇用し、かつ、当該障害者について当該配置又は委嘱を継続して行う場合	2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・配置1人 月13万円 ・委嘱1人1回 9,000円 年135万円まで 	5年間
③手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金 ○聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・6級以上の聴覚障害者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱1人1回 6,000円 年28万8千円まで (障害者9人までの場合) 	10年間
④障害者相談窓口担当者の配置助成金 ○障害者の合理的配慮に係る相談等に応じる窓口担当者の増配置 ○障害者相談窓口担当者への研修 ○障害者相談窓口業務等を専門機関に委託	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者		<ul style="list-style-type: none"> ・専従の場合 配置1人月8万円 ・兼任の場合 配置1人月1万円 ・研修受講費の2/3、 研修受講した担当者1人につき時間額700円 ・委託経費の2/3 	1事業所につき1回

＊ 重度障害者等通勤対策助成金（通勤を容易にするための措置を行う事業主の方への助成金）

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主、または事業主が加入している事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う費用の一部を助成するものです。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間	
①住宅の賃借助成金 ○対象障害者用の住宅の賃借	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者 ・3級の体幹機能障害者 ・3級の視覚障害者 ・3級または4級の下肢障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 ・知的障害者 ・精神障害者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯用 月10万円 ・単身者用 月6万円 	10年間	
②指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置（事業主団体を含む）			<ul style="list-style-type: none"> ・配置1人につき 月15万円 	10年間	
③住宅手当の支払助成金			<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき 月6万円 	10年間	
④通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入（事業主団体を含む）			<ul style="list-style-type: none"> ・バス 1台 700万円 		
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱（事業主団体を含む）			※「②指導員の配置」「④通勤用バスの購入」「⑤通勤用バス運転従事者の委嘱」については、対象障害者が5人以上であることが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱1人につき 1回6,000円 	10年間
⑥通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱			※「⑥通勤援助者の委嘱」 対象障害者が継続雇用者の場合は、通勤経路の変更を余儀なくされた場合であることが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱1人につき 1回2,000円 ・交通費 1認定3万円 	1か月間
⑦通勤のための駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借				<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人 月5万円 	10年間
⑧通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・2級以上の上肢障害者 ・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の内部障害者 ・4級以上の下肢障害者 ・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・購入1台 150万円 (1級または2級の両上肢機能障害者1台250万円) 		

*** 重度訪問介護サービス利用者等職場介助・通勤援助助成金**

(重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者への支援を行う事業主への助成金)

重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者である労働者に対して業務に必要な支援や通勤援助をサービス事業者に委託する雇用事業主に委託費の一部を助成するものです。この委託費について、市町村等が負担する「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が併用される場合に本助成金が利用できます。

(利用に際しては、雇用する障害者が居住する市町村等に事業実施の有無を確認することが必要です。)

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
○重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 	4/5	<ul style="list-style-type: none"> ・職場介助 委託1回につき月額13万3千円(中小企業は15万円)まで 	委託を開始した日から当該年度末まで (対象障害者1人につき1回まで)
○重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金	※上記のうち次のいずれにも該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・重度訪問介護サービス等の支給決定を受けている者 ・週所定労働時間10時間以上の者(年度末までに10時間以上に引き上げることを目指す者を含む) 	中小企業 9/10	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤援助 委託1回につき月額7万4千円(中小企業は8万4千円)まで 	

*** 障害者職場実習支援事業**

(障害者を雇用したことがない事業主、精神障害者を雇用したことがない事業主の方へ)

障害者を雇用したことがない事業主、精神障害者を雇用したことがない事業主が、障害者の受入を進めるため、就職を目指す障害者を対象として職場実習を計画し、実習生を受入れた場合に、障害者職場実習受入謝金等を支給します。

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
○職場実習の受入 ・実習期間 5~20日間程度 ・1日当たりの実習時間 3時間程度~	①過去3年間、障害者の雇用実績がない事業主の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 	/	<ul style="list-style-type: none"> ・職場実習受入謝金 実習対象者1名につき1日5,000円 限度額 同一年度で50万円 	同一年度 2回まで
○実習指導員の委嘱	②過去3年間、精神障害者の雇用実績がない事業主の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者 ※同時期に実施できる実習対象者は、実習を指導する者1名につき3名まで		<ul style="list-style-type: none"> ・実習指導員への謝金 1日16,000円 ※1日の指導時間が4時間未満の場合 8,000円 	

<問合せ先>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部 高齢・障害者業務課
〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階
TEL 052-218-3385 FAX 052-218-3389

VI 障害者雇用優良企業等の紹介

愛知県では、昭和 43 年から障害者雇用促進策の一環として、障害者雇用を積極的に進め、共生社会を目指すノーマライゼーション理念の模範となる企業、事業主に対して、毎年障害者雇用優良企業等表彰を行っています

【令和 2 年度愛知県知事表彰受賞事業所】

菊水化学工業株式会社

○ 会社概要

所在地 名古屋市中区
事業内容 建築仕上材の製造・販売
従業員数 498 人
設立 昭和 34 年 5 月

障害者雇用状況(令和 2 年 6 月 1 日)		
障害者数	うち重度	雇用率
11 人	1 人	2.41%
内訳：身体 4 人、知的 2 人 精神 5 人		

○ 障害者雇用のポイント

弊社では、障害者の方の定着が課題となっており、まず、定着を図るため、受け入れ先である工場の従業員に障害者雇用に関する理解と協力を得ることに取り組みました。

工場毎に採用目標人数を設定し、愛知障害者職業センター、ハローワーク等の支援を受けて採用活動を行いました。

採用後は、従業員の個性、人格を尊重し、特性や職務能力に基づいた配属先（業務）決定をしており、共に働ける職場づくりに努めております。



社会福祉法人フラワー園

○ 会社概要

所在地 名古屋市中川区
事業内容 社会福祉事業
従業員数 108 人
設立 平成 3 年 9 月

障害者雇用状況(令和 2 年 6 月 1 日)		
障害者数	うち重度	雇用率
5 人	0 人	4.65%
内訳：身体 1 人、知的 2 人、 精神 2 人		

○ 障害者雇用のポイント

私たちは、「生きる」を共につなぐ」という理念のもと、障害の有無にかかわらず、ひとりひとりの特性を理解し、誰もが働きやすい職場、いわば、「誰もが自分らしく生きる場所」を目指し、活動しています。

具体的には、個々の得意分野を引き出し育てることで、それぞれが生きがいを見つけ働くことのできる職場作りに取り組んでいます。



リネットジャパングループ株式会社

○ 会社概要

所在地 大府市
事業内容 小型家電リサイクル事業
従業員数 296人
設立 平成12年7月

障害者雇用状況(令和2年6月1日)		
障害者数	うち重度	雇用率
14人	2人	4.91%
内訳：身体3人、知的8人、 精神3人		

○ 障害者雇用のポイント

弊社では、小型家電リサイクル法に基づく宅配便を活用した回収スキームにより、都市鉱山リサイクルを推進する事業を行っています。

使用済みPC解体には手作業が必要となりますが、この工程では、集中力の高い知的障害者が活躍しており、回収量増加とともに、知的障害者の雇用人数も年々増えている状況です。

弊社は、都市鉱山リサイクルにより障害者雇用を創出するこのビジネスモデルを、全国に拡大できるよう、今後も努力してまいります。



Ⅶ 参考

1 プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン(概要)

事業主が障害のある労働者の人数、障害種別、障害程度等を把握・確認する必要があるときは、個人情報保護法をはじめとする法令等に十分留意し適正な取り扱いを行うことが必要です。

利用目的の明示、本人の意思に反しない方法で行われるような配慮、情報の処理・保管等についてガイドラインが策定されています。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougai02/pdf/78.pdf>)

把握・確認

	採用段階で障害者を把握・確認	採用後に障害者を把握・確認
把握のきっかけ／初めての把握・確認	<ul style="list-style-type: none"> ○利用目的及び必要な個人情報の内容を明示 ○毎年度利用することや、障害等級に変更・障害手帳の有効期限等について確認を行う場合があることを本人に伝え、同意を得る ○障害者に対する企業独自の支援策、公的な支援等についても、あわせて周知を行うことが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ① 雇用している労働者全員に呼びかける場合 <ul style="list-style-type: none"> ○申告を呼びかける際には、メールやチラシ等、労働者全員に対して画一的な手段を用いること ○左記に同じ。さらに、回答は業務命令ではないことを明確にする事が望ましい ② 個人を特定して照会を行うことができる場合 <ul style="list-style-type: none"> ○根拠とする情報は、労働者本人が職場において障害者雇用支援制度の活用を求めて、企業に対し自発的に提供した情報であること ○当該労働者に対して把握・確認を行うに至った経緯（根拠とした情報）を明示して尋ねること ○左記に同じ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>根拠として適切な例</u> 公的職業リハビリテーションや、企業が行う障害者就労支援策を利用したい旨の申し出 ・ <u>根拠として不適切な場合がありえる例</u> 所得税の障害者控除のための書類、病欠・休職の際に提出した医師の診断書等 	
把握・確認した情報の更新	<ul style="list-style-type: none"> ○毎年度利用することや、障害等級の変更等を確認する場合があることについて、予め本人の同意を得ておく ○手帳の有効期限や障害程度の変化等、情報を更新する頻度は必要最小限とする ○上記②に同じ ○本人に対して、情報の訂正等の手続きを公表し、必要に応じて訂正等を行う 	
	把握・確認にあたっての禁忌事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用目的の達成に必要な情報の収集の禁止 ・ 申告又は手帳取得の強要の禁止、また申告や手帳の取得を拒んだことによる不利益取り扱いの禁止 ・ 正当な理由なく、特定個人を名指しして情報収集の対象とすることの禁止 ・ 本人の同意なく、産業医等が企業の雇用情報報告等の担当者に情報の提供を行うことの禁止 	

処理・保管

- 安全管理措置を講じる
- 苦情処理のための体制を整備する

処理・保管にあたっての禁忌事項

- ・ 利用目的の範囲を越えた情報取扱の禁止
- ・ 申告を行ったことによる不利益な取扱の禁止

2 愛知県の障害者雇用対策

□障害者の就職支援

障害者就職面接会（学卒・一般）（P. 32）

大学・短大等卒業見込みの障害者と一般障害者の就職面接会を開催し、雇用機会の拡大を図る。

障害者就業・生活支援センターの設置（P. 20）

地域の障害者の職業生活における自立を図るため、就業面及び生活面での一体的支援を行う。

□事業主への支援

あいち障害者雇用総合サポートデスク（P. 16）

障害者雇用に取り組む企業の相談窓口として、県と愛知労働局が一体となって、地域の障害者就労支援機関とも連携を図りながら、企業を総合的に支援する。

企業向け相談・雇用支援、職場実習受入企業情報の集約・発信及び職場定着支援を行う。

中小企業応援障害者雇用奨励金（P. 41）

初めて障害者を雇用する中小企業に対して、奨励金を支給し、障害者を雇用する際の企業負担を軽減する。

□雇用の啓発

企業雇用要請文の送付

障害者雇用率未達成企業等へ雇用要請文の送付及び県内主要経済団体に対し障害者の雇用要請及び雇用維持の要請を行う。

障害者雇用促進トップセミナー（P. 32）

事業主、人事担当者等を対象に障害者雇用の現状や雇用事例の紹介等を行う。

障害者雇用優良企業等表彰（P. 46）

障害者雇用の一層の理解と周知を図るため、障害者を積極的に多数雇用した企業等に対し知事表彰を行う。

雇用啓発資料「障害者の雇用のために」、「差別のない採用選考」発行

□職業能力開発支援（P. 31）

愛知障害者職業能力開発校（障害者職業訓練）

名古屋高等技術専門校（知的障害者職業訓練）

岡崎高等技術専門校（知的障害者職業訓練）

障害者が自己の職業能力に適する職種について、必要な基礎的技能と知識を習得するために職業訓練を実施する。

障害者委託訓練

障害者の訓練ニーズに対応するため、民間教育訓練機関や社会福祉法人、NPO等を活用し多様な訓練を実施する。

□その他

アビリンピック（障害者技能競技大会）の開催（P. 33）

障害のある方々が日頃培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者雇用に対する理解と認識を深め、雇用の促進を図る。

県機関の障害者インターンシップ事業

障害者の継続的な採用に向け、職域開発と県職員の障害者への理解のため、県の機関において特別支援学校の生徒を対象にインターンシップを実施する。

障害者多数雇用企業への県物品等・役務の優先発注制度（P. 34）

登録企業の公表、実績の把握、制度のPRに努める。

重度障害者多数雇用事業の指導

重度障害者等に安定した雇用の場を創出するため設立した第三セクター方式の企業の運営指導を行う。

障害者雇用審議会の開催

愛知県障害者雇用審議会条例により設置し、障害者の雇用の促進及び職業の安定のための調査審議を行う。

3 障害の種類による程度・範囲等

(1) 身体障害者障害程度等級表 (身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級 別		一 級	二 級	
視覚障害		視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	
平衡機能又は聴覚機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)	
	平衡機能障害			
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				
肢 体 不 自 由	上肢	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	
	下肢	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	
	体幹	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	1 体幹の機能障害により坐位または起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
心臓、じん臓又は呼吸器の障害又はぼうこう若しくは小腸若しくはじん臓若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		
	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	

級 別		三 級	四 級	
視覚障害		1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの (3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	
平衡機能又は聴覚又は聴覚機能の障害	聴覚障害	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	1 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの	
	平衡機能障害	平衡機能の極めて著しい障害		
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	
肢 体 不 自 由	上 肢	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの	
		1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 10cm 以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	
	体 幹	体幹の機能障害により歩行が困難なもの		
	非 進 行 性 の 脳 病 変 に よ る 運 動 機 能 障 害	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小 腸 若 し く は ヒ ト 免 疫 不 全 ウ イ ル ス に よ る 免 疫 機 能 の 障 害	心 臓 機 能 障 害	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		じん 臓 機 能 障 害	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
呼 吸 器 機 能 障 害		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
ぼうこう又は直腸の機能障害		ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
小 腸 機 能 障 害		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
肝 臓 機 能 障 害		肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	

級 別		七 級		
視覚障害				
聴覚又は 平衡機能の 障害	聴覚障害			
	平衡機能障害			
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害				
肢 体 不 自 由	上 肢	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの		
	下 肢	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		
	体 幹			
	よる運動機能障害 非進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	
		移動機能	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の障害	心臓機能障害			
	じん臓機能障害			
	呼吸器機能障害			
	ぼうこう又は直腸の機能障害			
	小腸機能障害			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			
	肝臓機能障害			
備 考	1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、当該等級とする。 2 肢体不自由においては、七級に該当する障害が2以上重複する場合は、六級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。			

※手帳の交付：1～6級該当者。

(2) 知的障害者の障害判定

1. [療育手帳・愛護手帳]の判定

手帳の申請	市区町村役場				
判定・交付	愛知県：児童・障害者相談センター、児童相談センター 名古屋市：[判定]中央療育センター、知的障害者更生相談所 [交付]区役所、支所				
判定基準例 (区分は、自治体により異なる場合がある)		愛知県 (療育手帳)	名古屋市 (愛護手帳)	判定の基準例	
		障害程度	療育判定	障害程度	
	最重度	A	A	1	I Qが20以下のもの
	重度			2	I Q35以下のもので 上記A1に該当しないもの。
	中度	B	B	3	I Q50以下のもので 上記A1及びA2に該当しないもの
軽度	C	4		I Q75以下のもので 上記A1、A2及びB3に該当しないもの	

※手帳の更新期間：年齢や状態により2年～無期。

※名古屋市については、愛護手帳3度で身体障害者手帳が1級から3級までの方は、療育判定がAになる。

2. [障害者職業センター等]の判定

「障害者の雇用の促進等に関する法律」で厚生労働省所管の諸制度については、精神保健福祉センター、精神保健指定医、障害者職業センターによって判定された人も知的障害者として扱う。また、重度以外の場合でも、雇用援護制度上、重度判定とする場合もある。

(3) 精神保健福祉法における精神障害者の範囲

精神障害者とは、精神保健福祉法第5条により、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいいます。

手帳申請	市区町村役場	
判定・発行	精神保健福祉センター	手帳の有効期間：2年間（更新可） 等級区分は状態に応じ変更可能
判定基準	1級	精神障害であり身の回りのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており常時援助を必要とする程度のもの
	2級	精神障害であり日常生活が著しい制限を受けるか、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	精神障害であり日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

なお、障害者雇用促進法(第2条6号)では、統合失調症、そううつ病又はてんかんの者及び精神保健福祉法第45条2項の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者であって、かつ「症状が安定し就労が可能な状態にある」者とされています。

(4) 発達障害者

発達障害者支援法(第2条第1項、第2項)において、以下の障害を有する者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいいます。

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの

詳細 発達障害情報・支援センター <http://www.rehab.go.jp/ddis/>

<問合せ先>	愛知県福祉局福祉部障害福祉課	T E L	052-954-6292
	愛知県精神保健福祉センター	T E L	052-962-5377
	あいち発達障害者支援センター	T E L	0568-88-0849
	名古屋市発達障害者支援センター「りんくす名古屋」	T E L	052-757-6140

4 問合せ先一覧

愛知県労働局

労働局就業促進課		(雇用対策) TEL 052-954-6367 FAX 052-954-6927
〃 産業人材育成課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県庁本庁舎2階	(公共職業訓練) TEL 052-954-6364 FAX 052-954-6978 (アビリンピック) TEL 052-954-6884 FAX 052-954-6978

愛知労働局

愛知労働局職業安定部職業対策課	〒460-0003 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル13階	TEL 052-219-5507 FAX 052-220-0572
〃 あいち雇用助成室	〒460-0003 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル11階	TEL 052-219-5519 FAX 052-219-5543

障害者職業訓練施設等

愛知障害者職業能力開発校	〒441-1231 豊川市一宮町上新切33-14	TEL 0533-93-2102 FAX 0533-93-6554
社会福祉法人共生福祉会 なごや職業開拓校	〒451-0051 名古屋市中区則武新町2-24-14	TEL 052-582-6006 FAX 052-582-6022
名古屋高等技術専門学校	〒462-0023 名古屋市中区安井2-4-48	TEL 052-917-6711 FAX 052-917-6331
岡崎高等技術専門学校	〒444-0802 岡崎市美合町字平端24	TEL 0564-51-0775 FAX 0564-52-4568

障害者に対する各種施策、相談等

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知障害者職業センター	〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見5階	TEL 052-218-2380 FAX 052-218-2379
〃 豊橋支所	〒440-0888 豊橋市駅前大通1-27 MUS豊橋ビル6階	TEL 0532-56-3861 FAX 0532-56-3860
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部 高齢・障害者業務課	〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階	TEL 052-218-3385 FAX 052-218-3389
中央障害者雇用情報センター (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構内)	〒130-0022 東京都墨田区江東橋2-19-12 墨田公共職業安定所5階	TEL 03-5638-2792 FAX 03-5638-2282
公益財団法人愛知県労働協会 事業課	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 ウインクあいち(愛知県産業労働センター)17階	TEL 052-485-7156 FAX 052-583-0585
あいち発達障害者支援センター	〒480-0392 春日井市神屋町713-8 (医療療育総合センター内)	TEL 0568-88-0849 FAX 0568-88-0964
名古屋市発達障害者支援センター 「りんくす名古屋」	〒466-0858 名古屋市昭和区折戸町4-16 (児童福祉センター内)	TEL 052-757-6140 FAX 052-757-6141

* 障害者就業・生活支援センター

豊橋障害者就業・生活支援センター		活動地域	豊橋市、豊川市（旧一宮町を除く） 蒲郡市、田原市
利用日等	月～金 午前9時～午後6時	運営主体	社会福祉法人岩崎学園
住所	〒440-0022 豊橋市岩崎町字長尾119-2		
電話/FAX	0532-69-1323 / 0532-62-7283	電子メール	syuugyou_info@iwasaki-net.or.jp
知多地域障害者就業・生活支援センター「ワーク」		活動地域	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
利用日等	月～金 午前8時半～午後5時半	運営主体	社会福祉法人愛光園
住所	〒470-2102 知多郡東浦町大字緒川字寿久茂129		
電話/FAX	0562-34-6669/ 0562-34-6618	電子メール	work@aikouen.jp
なごや障害者就業・生活支援センター		活動地域	名古屋市（西区・中川区・ 港区・名東区・守山区を除く）
利用日等	月～金 午前9時～午後5時	運営主体	社会福祉法人共生福祉会
住所	〒462-0825 名古屋市北区大曾根4-7-28 わっば共生・共働センター		
電話/FAX	052-908-1022/ 052-908-1023	電子メール	syugyo-seikatsu@wappa-no-kai.jp
西三河障害者就業・生活支援センター「輪輪」 <small>リンリン</small>		活動地域	岡崎市、幸田町
利用日等	月～金 午前9時～午後5時 (及び毎月第3日曜日午前9時～午前12時)	運営主体	社会福祉法人愛恵協会
住所	〒444-3511 岡崎市舞木町字小井沢4-1		
電話/FAX	0564-27-8511/ 0564-27-8511	電子メール	rin-rin@aikai-k.or.jp
尾張西部障害者就業・生活支援センター「すろーぷ」		活動地域	一宮市、稲沢市
利用日等	月～金 午前8時半～午後5時半	運営主体	社会福祉法人樫の木福祉会
住所	〒491-0931 一宮市大和町馬引字郷裏42		
電話/FAX	0586-85-8619/ 0586-64-5852	電子メール	slope@kasinoki.jp
尾張北部障害者就業・生活支援センター「ようわ」		活動地域	春日井市、小牧市、犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町
利用日等	月～金 午前9時～午後5時	運営主体	社会福祉法人養楽福祉会
住所	〒480-0305 春日井市坂下町4-295-1		
電話/FAX	0568-88-5115/ 0568-88-5015	電子メール	yo-wa@youwasou.jp
尾張東部障害者就業・生活支援センター「アクト」		活動地域	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市 東郷町、名古屋市（名東区、守山区）
利用日等	月～金 午前9時～午後5時	運営主体	社会福祉法人ひまわり福祉会
住所	〒465-0065 名古屋市名東区梅森坂3-3607 ネットワークひまわり1階（本部は尾張旭市）		
電話/FAX	052-709-3891/ 052-709-3892	電子メール	act@kidoairaku.org
西三河北部障がい者就業・生活支援センター		活動地域	豊田市、みよし市
利用日等	月～土 午前9時～午後5時	運営主体	社会福祉法人豊田市福祉事業団
住所	〒471-0066 豊田市栄町1-7-1		
電話/FAX	0565-36-2120/ 0565-36-0567	電子メール	wlsc@fukushi.jigyodan.toyota.aichi.jp
海部障害者就業・生活支援センター		活動地域	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、 蟹江町、飛鳥村、名古屋市（中川区、港区）
利用日等	月～金 午前9時～午後5時	運営主体	社会福祉法人名古屋ライトハウス
住所	〒496-0807 津島市天王通り6-1 六三ビル1階 102号室		
電話/FAX	0567-22-3633/ 0567-22-3634	電子メール	ama-shugyo@nagoya-lighthouse.jp
東三河北部障害者就業・生活支援センター「ウィル」		活動地域	新城市、設楽町、東栄町、豊根村、 豊川市（旧一宮町）
利用日等	月～金 午前9時～午後5時	運営主体	社会福祉法人新城福祉会
住所	〒441-1301 新城市矢部字本並48		
電話/FAX	0536-24-1314/ 0536-24-1555	電子メール	will@nijidete.com
尾張中部障害者就業・生活支援センター		活動地域	北名古屋市、清須市、 豊山町、名古屋市（西区）
利用日等	月～金 午前9時～午後5時	運営主体	社会福祉法人共生福祉会
住所	〒452-0815 名古屋市西区八筋町260 ITALIAN第三平松マンション501		
電話/FAX	052-908-2540/ 052-908-2541	電子メール	chubu-syugyo@wappa-no-kai.jp
西三河南部西障害者就業・生活支援センター くるくる		活動地域	碧南市、刈谷市、安城市 西尾市、知立市、高浜市
利用日等	月～金 午前9時～午後6時	運営主体	特定非営利活動法人くるくる
住所	〒448-0843 刈谷市新栄町7-73 フラワービル3階		
電話/FAX	0566-70-8020/ 0566-70-8511	電子メール	syugyo-seikatu@kurux2.org

* ハローワーク（公共職業安定所）

所名	所在地	電話番号	管轄区域
名古屋中	〒460-8640 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル1～10階	(052) 855-3740	西区、中村区、中区、中川区、 北区、清須市、北名古屋市 及び西春日井郡
名古屋南	〒456-8503 名古屋市熱田区旗屋2-22-21	(052) 681-1211	瑞穂区、熱田区、港区、南区、 緑区及び豊明市
名古屋東	〒465-8609 名古屋市名東区平和が丘1-2	(052) 774-1115	千種区、東区、昭和区、名東区、 天白区、守山区、日進市、 長久手市、愛知郡
豊橋	〒440-8507 豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎1階	(0532) 52-7191	豊橋市及び田原市
岡崎	〒444-0813 岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎1階	(0564) 52-8609	岡崎市及び額田郡
一宮	〒491-8509 一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎内	(0586) 45-2048	一宮市及び稲沢市(平和町を除く)
半田	〒475-8502 半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎内	(0569) 21-0023	半田市、常滑市、東海市、 知多市及び知多郡
瀬戸	〒489-0871 瀬戸市東長根町86	(0561) 82-5123	瀬戸市及び尾張旭市
豊田	〒471-8609 豊田市常盤町3-25-7	(0565) 31-1400	豊田市及びみよし市
津島	〒496-0042 津島市寺前町2-3	(0567) 26-3158	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 海部郡及び稲沢市(平和町)
刈谷	〒448-8609 刈谷市若松町1-46-3	(0566) 21-5001	刈谷市、安城市、知立市、 高浜市及び大府市
碧南出張所	〒447-0865 碧南市浅間町1-41-4	(0566) 41-0327	碧南市
西尾	〒445-0071 西尾市熊味町小松島41-1	(0563) 56-3622	西尾市
犬山	〒484-8609 犬山市松本町2-10	(0568) 61-2185	犬山市、江南市、岩倉市 及び丹羽郡
豊川	〒442-0888 豊川市千歳通1-34	(0533) 86-3178	豊川市
蒲郡出張所	〒443-0034 蒲郡市港町16-9	(0533) 67-8609	蒲郡市
新城	〒441-1384 新城市西入船24-1	(0536) 22-1160	新城市及び北設楽郡
春日井	〒486-0807 春日井市大手町2-135	(0568) 81-5135	春日井市及び小牧市

令和3年3月発行

編集・発行 愛知県労働局就業促進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6367 (ダイヤルイン)

FAX 052-954-6927

<https://www.pref.aichi.jp/shugyo/>